

日野市事業継続計画
〈地震編・水害編〉
【第1版】

平成22年1月
日野市



目次

この計画をご覧になる皆様へ 1

【地震編】

(ページ)

1	計画策定の目的と方針	2
2	地域防災計画と事業継続計画との関係	3
3	前提とする地震と被害想定	5
4	非常時優先業務の選定	11
5	執務環境の整備	13
6	発災時の対応と職員の参集	20
7	災害対策本部の設置とBCPの発動	26
8	非常時優先業務の実施について	29
9	BCPの解除	32
10	教育・訓練	32
11	BCPの点検・見直し	34

【水害編】

(ページ)

1	計画策定の目的と方針	35
2	地域防災計画と事業継続計画との関係	35
3	被害想定	35
4	非常時優先業務の選定	36
5	執務環境の整備	36
6	発災時の対応と職員の参集	36
7	災害対策本部の設置とBCPの発動	38
8	非常時優先業務の実施について	38
9	BCPの解除	38
10	教育・訓練	38
11	BCPの点検・見直し	38

※ 別紙 地震災害時における非常時優先業務

※ 別紙 日野市洪水ハザードマップ

この計画をご覧になる皆様へ

我が国は環太平洋火山帯に位置し、地殻変動が激しく地震活動が活発で、世界で発生する地震の2割は日本周辺で発生しているといわれています。明治以降だけでも千人以上の死者・行方不明者を出した大地震は津波災害も含めると10を超えており、平成7年に発生した阪神・淡路大震災では6千人を超える尊い人命が失われました。

30年以内に南関東でマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70パーセントと予測されており、首都直下地震の切迫性が高まっています。

阪神・淡路大震災では、職員の死亡や被災により被災当日に一部の職員しか出勤できなかったことや、災害応急対策の拠点となるべき市庁舎に被害が生じたことで業務の継続に支障が出るなど行政自身の被災が問題となりました。また、人員が限られる中でも、市民にとって必要な最低限の行政サービスは、継続していかなければならないという事態に直面しました。加えて近年は、台風や局地的な集中豪雨等の大雨による水害も各地で発生しており、今後は温暖化の影響による巨大台風の上陸や集中豪雨の頻発化も懸念されています。

日野市では、これらの災害に備えて「日野市地域防災計画」を定め「災害に強いまちづくり」の実現を目指してきました。

しかし、「日野市地域防災計画」は、行政自身の被災を想定しておりません。先に挙げた問題点を解決するためには、災害発生時に市役所自身にも被害が生じるという前提のもとで、災害対策や優先的業務に当たるための計画を別に定めておく必要があります。

このたび策定する「日野市事業継続計画」(BCP)は、首都直下地震や大規模水害の発生を想定し、市民の生命や生活の保護を図るために、災害発生時における市の業務を円滑に遂行するための事前対策をまとめたものです。

本計画では、災害時にマンパワーなどの資源が制約されることを想定しています。不要不急の業務については思い切って休止するし、市として実施しなければならない災害対策や緊急性が高い業務など「非常時優先業務」に全力を注いでいくこととなります。

しかし、計画を定めただけでは万全の体制が整ったとはいえません。想定もしなかったような事態が発生することもあるでしょう。そういった事態に対処するには、普段から職員一人ひとりの防災力を高めていく訓練も必要です。また、計画自体も、随時点検を加え見直していかなければなりません。

災害が起きてしまった際には、市民の皆様には被災の有無にかかわらず、ご不便をおかけすることになりますが、災害の応急・復旧業務や市民生活に必要な不可欠な業務は全力を挙げて取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いします。

平成21(2009)年12月

日 野 市 長

馬場弘融

【地震編】

1 計画策定の目的と方針

(1) 事業継続計画（BCP）とは

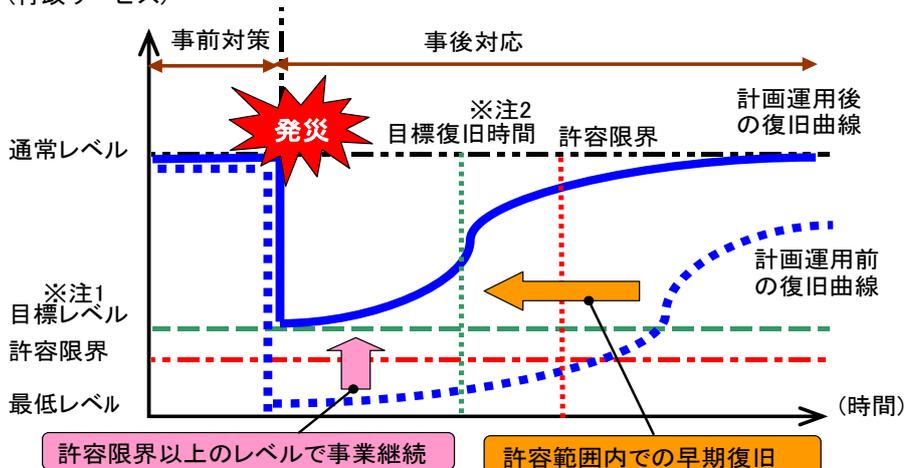
一般的に事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）は、災害等の非常事態時において中核となる事業（業務）の継続や早期復旧を可能とするために事業者が策定する計画のことを指す。

平成 17 年 8 月内閣府作成「事業継続ガイドライン 事業継続の取り組みの特徴」より

- ① 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定して計画を策定する。
- ② 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込む。
- ③ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討を進める。結果としてあらゆる災害が想定される。
- ④ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧に時間や手間がかかり、復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処する。
- ⑤ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向けて知恵を結集し事前準備をする。
- ⑥ 緊急時の経営や意思決定、管理などのマネジメント手法の1つに位置づけられ、指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいる。

〈事業継続計画導入により早期復旧のイメージ〉

(行政サービス)



注1 目標レベル…… 発生時において確保されるべき、許容限界以上の業務サービス水準をいう。
注2 目標復旧時間…… 目標レベル以上で、ある一定の復旧レベルに達する時間をいう。

※BCPがない場合は、場当たり的な対応、判断の誤り、対応の遅れ等により、継続すべき業務の中断が生じたり最低限必要な業務レベルの維持ができなくなる。更に業務復旧の遅れが生じることになる。

(2) 日野市事業継続計画

日野市事業継続計画〈地震編〉(以下「BCP」という。)は、災害時に行う日野市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に定められた業務及び優先的に継続する通常業務について、最短で業務の遂行及び復旧を図るために、事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定める計画である。

(3) 計画策定の目的

30年以内に70パーセントの確立で発生するといわれているマグニチュード7クラスの首都直下地震が発生した場合において災害対策の拠点となる日野市役所の機能低下を最小限にとどめながら市民の生命・生活・財産・経済活動等を守ることを目的とする。

(4) 計画の基本方針

ア 地震による被害を最小限にとどめるために、地域防災計画に定められた業務に万全を尽くす。

イ 市役所の機能が一時停止することによる、市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

ウ ア及びイの業務継続を図るために、市職員が被災後も業務に従事できるための対策を行うとともに、早期参集等による必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等に係るその他の業務資源の確保に努める。

エ ア及びイの業務継続を図るために、優先的に継続しなければならない業務以外の通常業務については、積極的に休止・縮小する。

(5) 用語の定義

ア 本計画において職員とは、特に断りのない限り、非正規職員を含めたすべての職員をいう。

イ 本計画において通常業務とは、地域防災計画で挙げられている業務以外で平常時から行っているすべての市の業務をいう。

2 地域防災計画と事業継続計画との関係

(1) 地域防災計画とBCPが対象とする業務

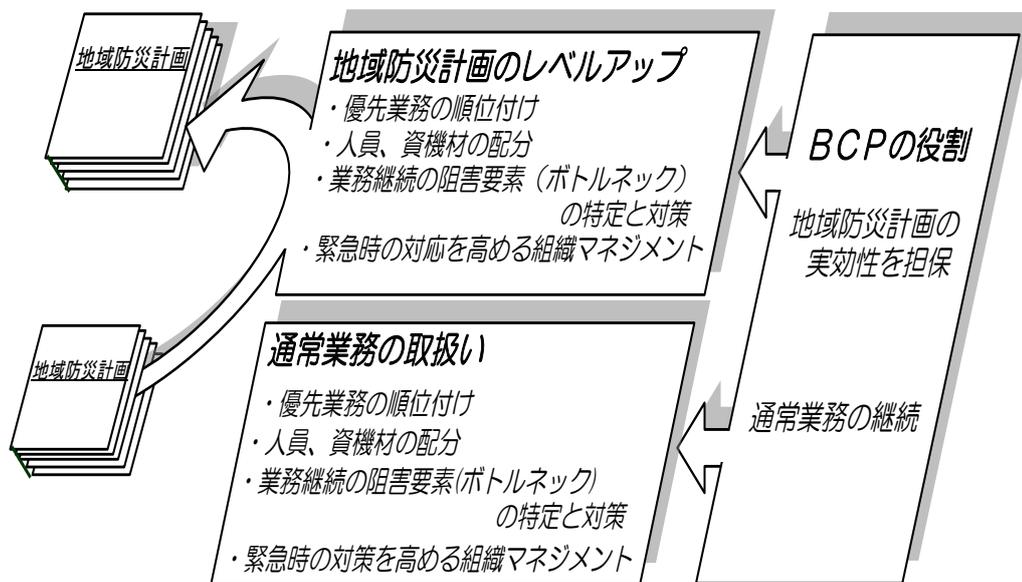
ア 地域防災計画は、日野市が市民、事業者、各関係団体等と連携して実施すべき予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画である。災害時に市が実施する業務は各対策部ごとに定められているが、必ずしも市庁舎や職員が被災することは前提としていない。また、通常業務で継続するものがあることも前提としていない。

一方、BCPは、市庁舎や職員が被災することを前提に、業務資源の確保等の観点から、地域防災計画で定められている業務や優先的な継続業務といった「非常時優先業務」がいつの時点からどの程度実施可能かを検証し、その実現のための具体的手順を定めるものである。つまり、BCPを策定することにより、地域防災計画の実効性が担保されるのである。

ただし、地域防災計画は、BCPにより実効性が担保され続けるだけでなく、事

業継続の観点から検証を行い、必要に応じて地域防災計画そのものの見直しを行うものとする。

〈BCPのイメージ〉



イ 非常時優先業務は、優先度の高い通常業務（優先継続業務）、応急対策業務・優先度の高い復旧業務（災害対策業務）に分類できる。このうち、災害対策業務は、地域防災計画でも扱う業務である。

それぞれの業務の定義等については、「4. 非常時優先業務の選定」（11 ページ）の章で述べる。

地域防災計画とBCPが対象とする業務の関係は、次の図のようになる。



(2) 地域防災計画とBCPの比較

	地域防災計画	BCP
実施主体	○市、都、地方行政機関、 公共機関、民間協力機関 等	○市
目的	○市の地域における災害の予防、災害応 急対策、災害復旧・復興 ○市の地域及び市民の生命、身体、財産 を災害から保護する	○日野市役所の機能低下を最小限にと どめながら市民の生命・健康・生活・ 財産等を守る ○地域防災計画の実効性を担保する
計画の 内容	○災害予防対策計画 ○災害応急対策計画 ○災害復旧・復興計画	○業務の優先付けと目標レベルの設定 ○組織の迅速な立ち上げと業務の遂行 に支障となるボトルネックの解消
意思決定 機 関	○災害対策本部 ○事務局：防災安全課	○災害対策本部 (BCP決定機関を兼ねる) ○庶務担当：総務課
対 象 業 務 の 範 囲	—	○優先度の高い通常業務
	○予防業務	—
	○応急対策業務	○応急対策業務
	○復旧業務	○優先度の高い復旧業務
	○復興業務	—

3 前提とする地震と被害想定

(1) 日野市で発生する地震

日野市に被害を及ぼすと考えられる地震としては、震源地が相模トラフ上、多摩直下、区部直下、埼玉県境直下、神奈川県境直下が挙げられるが、この中で発生する可能性が高く、かつ被害が最大となるものを選定する。

(2) 計画の前提となる地震

本計画で前提とする地震は、平成18年度に東京都防災会議が発表した「首都直下地震による東京の被害想定」における「多摩直下地震 M7.3」とする。なお、地域防災計画の被害想定は平成9年度版における同想定に基づいているが、本計画では、より実効性を高めるため最新の想定に基づくものとする。

ア 前提条件（平成18年度「首都直下地震による東京の被害想定」より）

震源地	多摩直下（プレート境界多摩地震）
規模	マグニチュード 7.3
震源の深さ	約30～50km
季節・時刻	冬の平日 夕方18時
気象条件	風速 15m/s（関東大震災時の風速）

イ 前提条件における被害の特徴

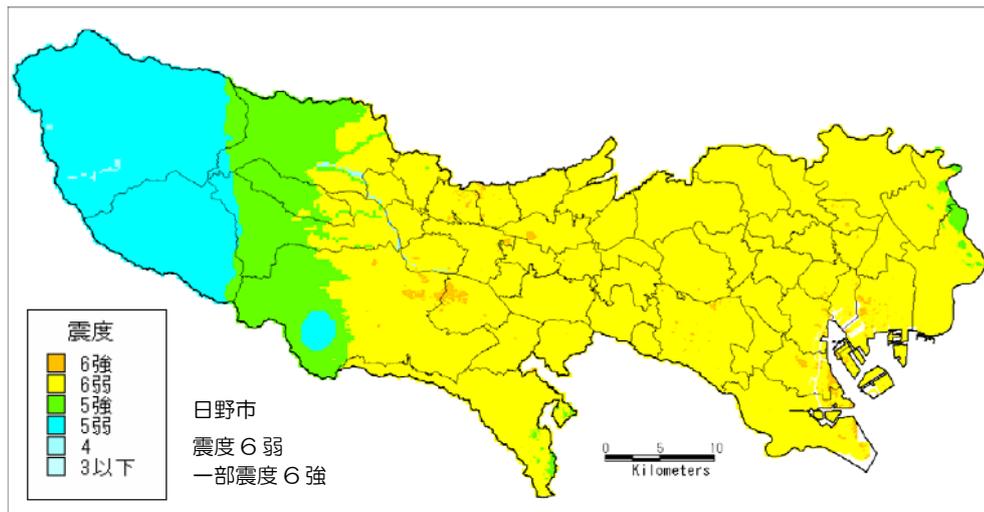
- ①住宅・飲食店等で火気器具の利用が多い時間帯であるが、出火件数が最も多くなり、火災による消失面積が増大し、死者も発生する。
- ②オフィスや繁華街、ターミナル駅では、帰宅や飲食等のため多数の人が滞留するとともに、建物倒壊等による昼間人口の死傷者数が最大になる。
- ③鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が拡大する（帰宅困難者が発生）。
- ④エレベーターの閉じ込めが発生する。
- ⑤公的機関等では、一定程度の人員が確保され、災害対策本部等が速やかに設置される。

ウ 発生時間が異なった場合に特に注意する点

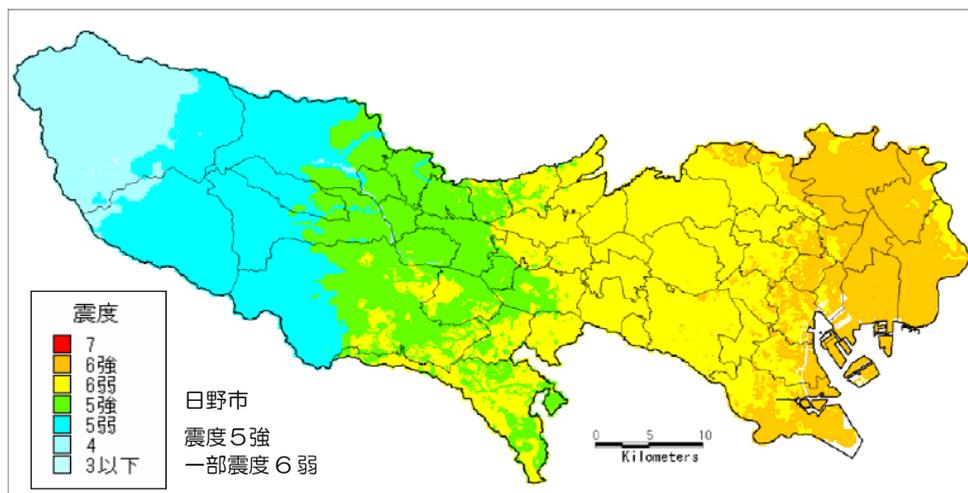
- ①発生時刻が冬の深夜・早朝時に発生した場合は、市民のほとんどが就寝中のため、出火件数は少ない。しかし、建物倒壊等により夜間人口の死傷者が最大となる。また、公的機関等が始業前であるため、非常配備体制における人員配置に支障が出る。
- ②発生時刻が勤務時間中の場合、庁舎の被害状況によっては、職員や来庁者に人的被害が生じる。

エ 震度分布図（東京都防災会議作成「首都直下地震による東京の被害想定」（平成 18 年度）より）

- ①多摩直下地震（M7.3）※本計画で想定する地震



- ②（参考）東京湾北部地震（M7.3）※東京都のBCPはこちらの地震を想定



才 市内被害想定

(東京都防災会議作成「首都直下地震による東京の被害想定」(平成18年度)より)

日 野 市 被 害 想 定				
夜間人口(人)		167,942		
昼間人口(人)		144,265		
面積(km ²)		27.53		
震度別面積率	6強		9.8%	
	6弱		90.2%	
	5強		0.0%	
	5弱以下		0.0%	
建物棟数	木造		28,915	
	非木造		8,180	
原因別建物全壊棟数	計		873	
	ゆれ		636	
	液状化		7	
	急傾斜地崩壊		230	
ゆれ・液状化建物 全壊棟数	木造		580	
	非木造		64	
急傾斜地崩壊危険箇所			69	
火 災	出火件数		14	
	焼失面積(km ²)		2.09	
	焼失 棟数	倒壊 建物を	含む	3,765
含まない			3,637	
人 的 被 害	死 者	計(人)		35
		建物被害屋内収容物		11
		急傾斜地崩壊		13
		火災		2
		ブロック塀等		9
		落下物		0
	負 傷 者	計(人)		1,294
		ゆれ・液状化建物被害		747
		屋内収容物		264
		急傾斜地崩壊		16
		火災		149
		ブロック塀等		108
		落下物		10
		う ち 重 傷 者	計(人)	
ゆれ・液状化建物被害			50	
屋内収容物			45	
急傾斜地崩壊			8	
火災			33	
ブロック塀等			18	
落下物		0		
避 難 者	直後	発生数	計(人)	28,533
			避難所生活者	18,547
			疎開者	9,987
	1日後	発生数	計(人)	30,792
			避難所生活者	20,015
			疎開者	10,777
	4日後	発生数	計(人)	30,221
			避難所生活者	19,644
			疎開者	10,577
	1ヶ月後	発生数	計(人)	28,533
避難所生活者			18,547	
疎開者			9,987	
帰宅困難者			発生数(人)	22,085
エレベータ閉じ込め台数			44	
災害要援護者			死者数(人)	9
自力脱出困難者			発生数(人)	274
震災廃棄物(万t)			20	

※小数点以下の四捨五入により合計が合わない。

カ 日野市におけるライフラインの被害想定

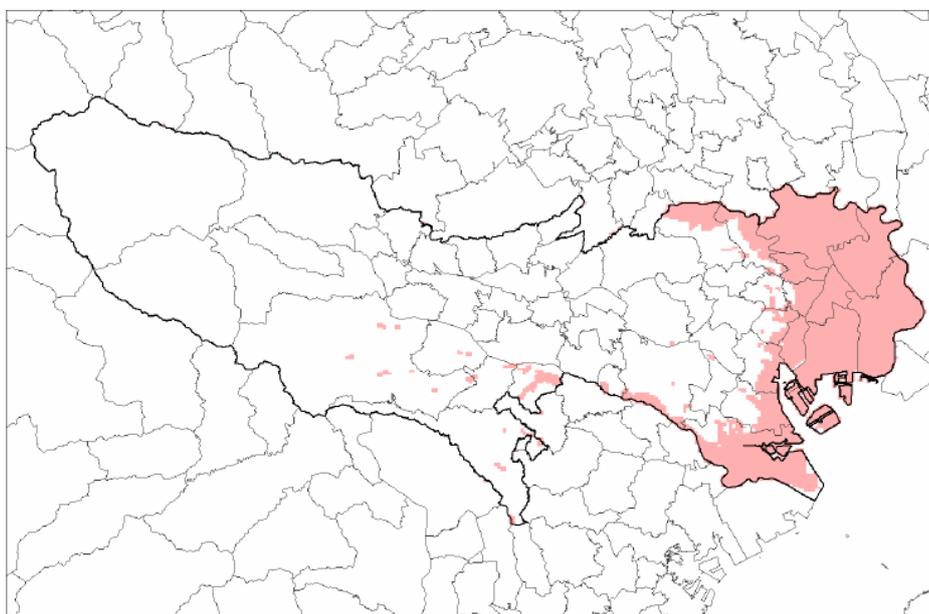
ライフライン被害総括表(※風速6m/s)	
電力(停電率)	8.5%
通信(不通率)	7.0%
ガス(供給停止率)	0.0%
上水道(断水率)	29.8%
下水道(下水道管きよ被害率)	22.8%

(東京都防災会議作成「首都直下地震による東京の被害想定」(平成18年度)より)

キ その他資料

(東京都防災会議作成「首都直下地震による東京の被害想定」(平成18年度)より)

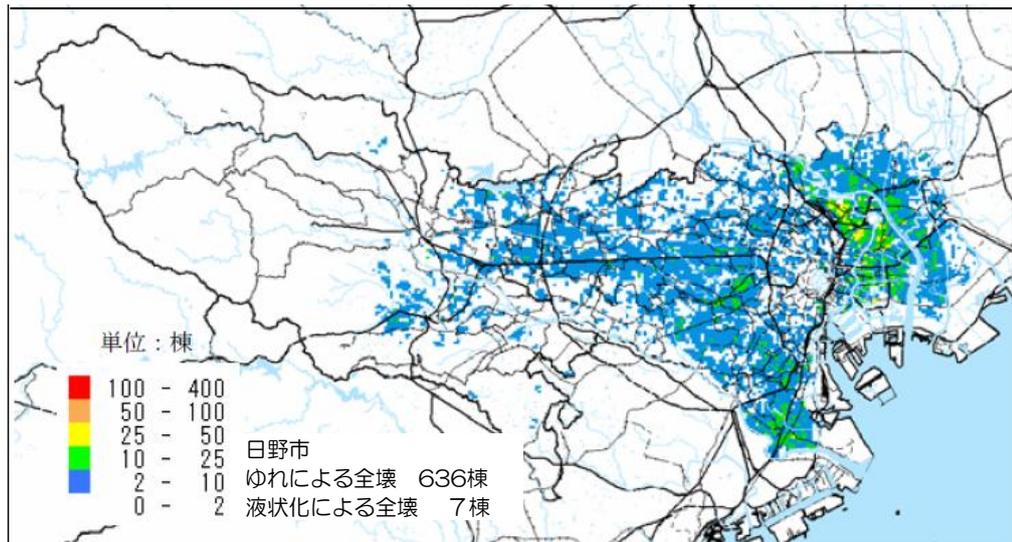
①液状化の発生しやすい地域



②急傾斜地崩落危険箇所

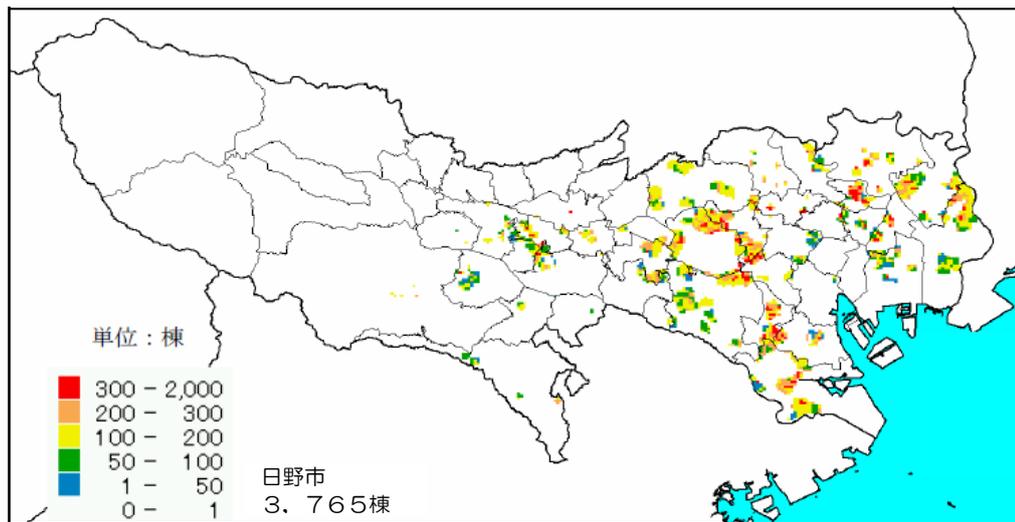


③ゆれ・液状化による全壊建物棟数分布（多摩直下地震 M7.3）

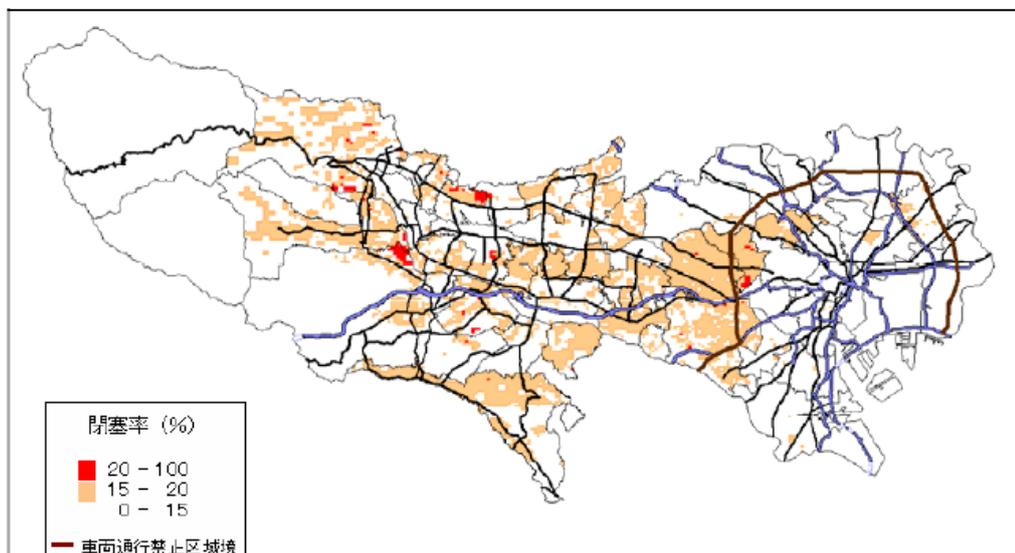


④火災による焼失棟数分布

（多摩直下地震 M7.3：冬の夕方18時 風速15m/s）

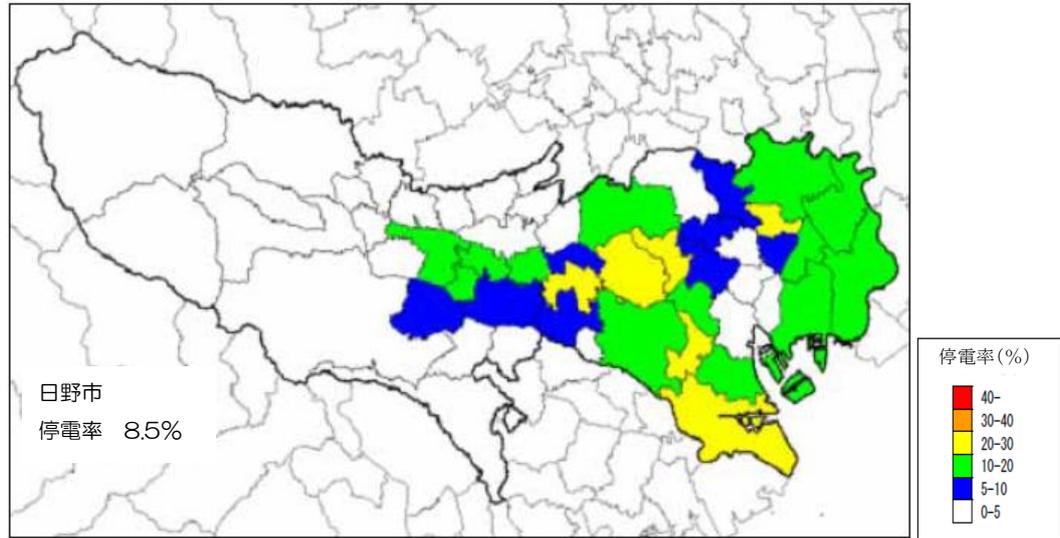


⑤細街路の閉塞率分布（多摩直下地震 M7.3）

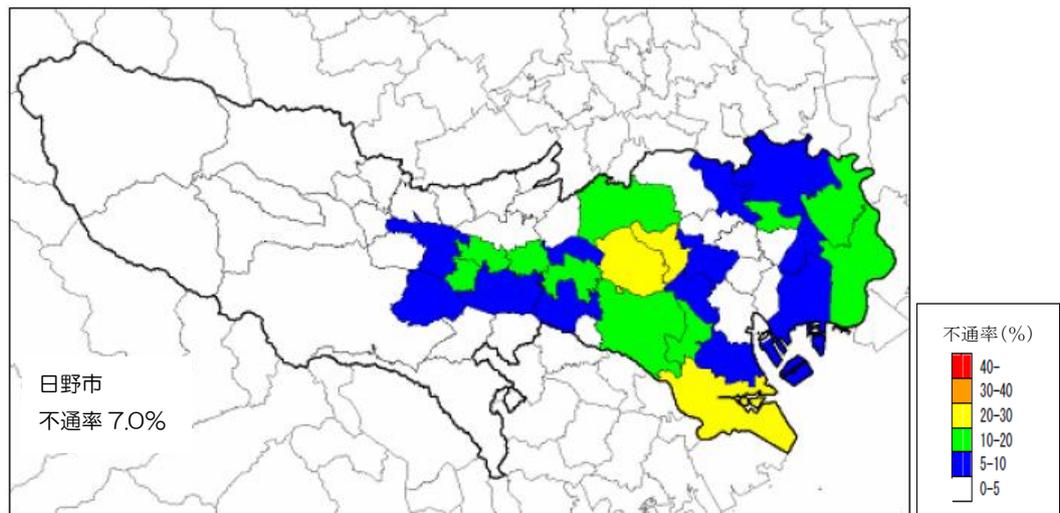


⑥ライフラインの被害分布（多摩直下地震 M7.3）

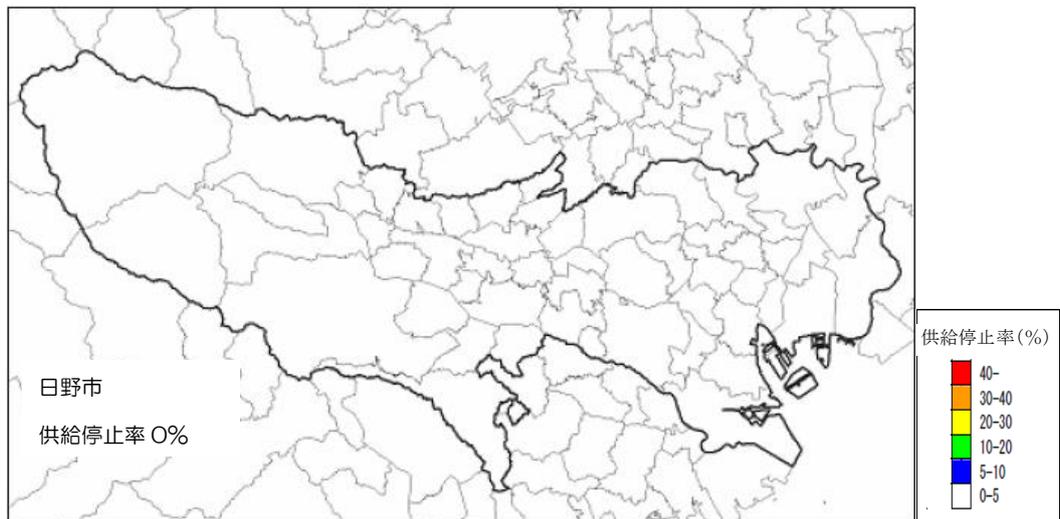
○電力



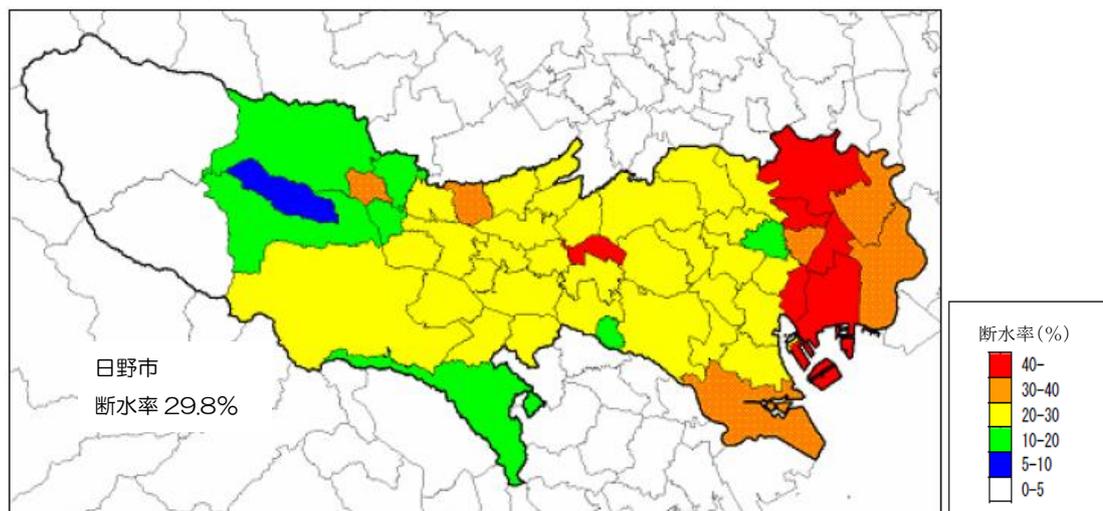
○通信



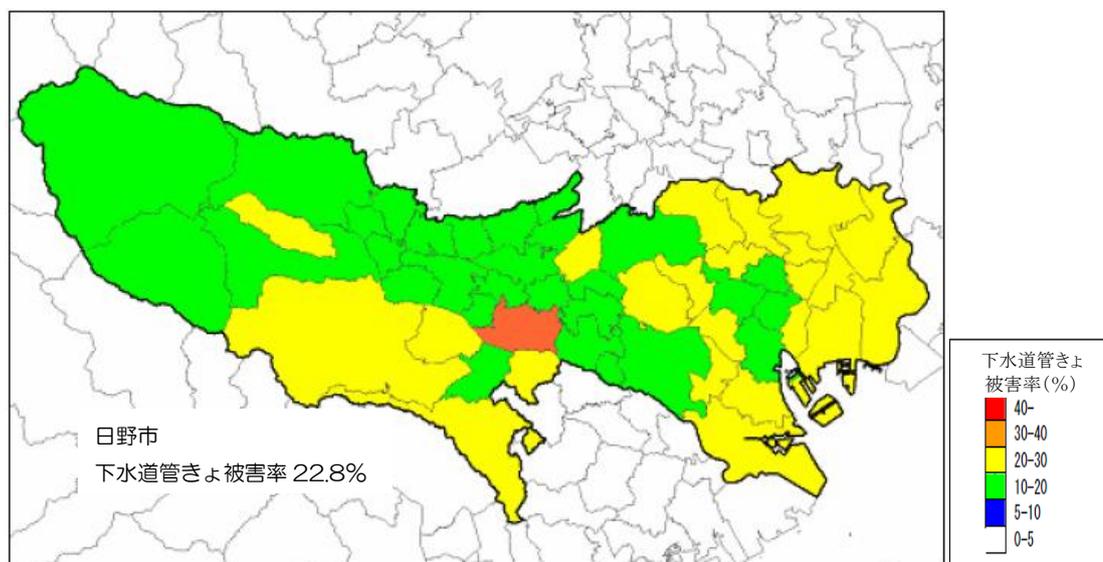
○ガス



○上水道



○下水道



ク 本庁舎及びその他の市の施設の被害状況について

想定される地震においては、庁舎及びその他施設が使用不能となるような重大な被害、損壊は生じないものと想定する。

庁舎の火災については、発生した場合についても、防火設備及び初期消火活動により業務に支障が生じるような被害には至らないと想定する。

電気、上下水道、通信においては、被害を受ける可能性がある。

4 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務についての内訳

地震発生後は直ちに災害対策本部が設置され、市は、避難所の設置、道路の復旧等多岐にわたる災害対応に当たらなければならない。一方、通常業務については、

市民への行政サービスとして継続しなければならない。

ただし、地震が勤務時間外に発生したときは、職員自身が被災する等して、十分な人数での対応ができない可能性がある。マンパワーなどの資源が制約される中で、災害対応と通常業務すべての業務を行うことは困難となる。

そこで、本計画では、災害対応と通常業務をすべて洗い出した上で、災害時に市として優先的に行わなければいけない業務を「非常時優先業務」として選定する。

非常時優先業務は、災害対策業務と優先継続業務の大きく2つに分けられる。

ア 災害対策業務

地域防災計画では、市、都、国及び企業等、関係機関が行う業務として予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務が定められている。そのうち、市が災害時に行わなければならない業務を本計画では「災害対策業務」とする。該当する業務は、地域防災計画〈震災編〉で市が担当する業務のうち「第3部 災害応急対策計画」で挙げられている業務すべてと、「第4部 災害復旧・復興計画」で挙げられている業務の一部である。

イ 優先継続業務

通常業務のうち、市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るための観点から、災害時においても継続が必要な業務を本計画では「優先継続業務」とする。業務レベルについては災害発生時に近い程平常時より低下する。

(2) 非常時優先業務の基本的な考え方

ア 災害発生時には、市民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめることを第一とし、災害対策業務を最優先に実施する。

イ 災害対策業務の実施に必要となる人員や資機材を確保するため、災害対策業務以外の通常業務についてはいったん停止する。

ウ 優先継続業務については、災害対策業務に影響を与えないで範囲で行うこととする。

エ 災害対策業務に必要な人員が確保できない場合は、応援職員を充てるものとする。第一義的には部間の応援は実施せず、対策部内での対応を行う。対策部内での対応が困難な場合は、対策部間での応援職員の配置を行うものとする。

オ 災害対策業務に必要な人員や資機材等の確保・配分は、全庁的に調整する。

(3) 業務の優先区分

災害時に行う各対策部及び各課の業務すべてを、下記のA～Dの優先区分に分類する。A、B、Cが災害時に行う非常時優先業務の優先順位となる。Dに該当する業務については一定期間休止・延期とする。

非常時優先業務については、「8 非常時優先業務の実施について(1)」(29ページ)にて後述する。

区分の仕分けに当たっては下記の点に留意して行った。

ア 通常業務の業務選定については、平成21年10月策定の「日野市新型インフルエンザ事業継続計画【第1版】 別紙 BCP業務選定表」に列挙した業務を基に行い、そのうち優先継続業務に該当する業務を本計画書に掲載した。休止業務については本計画書への掲載は省略する。

イ 通常業務(優先継続業務)が災害対策業務と重複されている業務については災害対策業務として選定した。

業務の優先区分

必要度		内 容
非常時優先業務	A 〔災害対策業務〕	○災害発生時に <u>最優先</u> に行わなければならない業務 ○地域防災計画<震災編>の「第3部 災害応急対策計画」、「第4部 災害復旧・復興計画」で挙げられている業務のうち ＝被災者の生命、健康、生活、財産に重大な影響がある業務 ＝災害時対応のための意思決定に必要な業務 (例) 避難所の設置 対策本部の設置 等
	B 〔災害対策業務〕	○災害発生時に <u>優先</u> に行わなければならない業務 ○地域防災計画<震災編>の「第3部 災害応急対策計画」、「第4部 災害復旧・復興計画」で挙げられている業務のうち ＝Aに該当しない業務 (例) 災害対策関係予算に関する業務 職員の災害補償に関する業務 等
	C 〔優先継続業務〕	○通常業務のうち、業務の規模を縮小する、方法を工夫する等して続行する業務 ＝市民の生命・健康・財産を守る業務 ＝市の意思決定に必要な業務 ＝その他、休止することができない業務 (例) 死亡届・出生等の戸籍受付 議会に関する業務 等
	D 〔休止業務〕	○通常業務のうち、休止・延期する業務 ＝一定期間（1ヶ月程度）先送りすることが可能な業務 ＝災害復興までの間、休止・延期することがやむを得ない業務 (例) 職員研修 地域懇談会 等

5 執務環境の整備

非常時優先業務を遂行するためには、本庁舎等災害対応の拠点となる施設は、災害時においても通常時と同等の機能を保っていなければならない。万一被災した場合には、迅速に機能を回復させる必要がある。

ここでは、災害拠点となる施設等の現状を踏まえた上で、業務遂行に必要な執務環境を確保する観点から課題を抽出し対策を検討する。

(1) 非常時における本庁舎及びその他市施設の対応について

ア 本庁舎の現状

電 気	<p>○停電時は自家発電にて非常電灯・消火ポンプ・中水設備に電源を供給。 (定格200KVA 燃料タンク 490ℓで約6時間稼動)</p> <p>※OA機器や通常使用している照明に供給する電源の確保はされていない。</p> <p>○自家発電は燃料が追加補給できれば長時間運転可能、運転不能の場合、バッテリー内蔵の照明が 30 分程度点灯するのみ。</p>
水 道	<p>○上水道(手洗い、飲料)有効水量： 約115m³ (受水槽98m³+高架水槽30m³の合計の90%)</p> <p>○中水道(水洗トイレ)有効水量： 約80m³ (受水槽80m³+高架水槽8m³の合計の90%)</p> <p>○使用可能期間 上水道 約1週間(16m³/日) 中水道 約2日(41m³/日)</p>
電 話	<p>○使用可能(内外線すべて) ※バッテリーのみで概ね30分程度。自家電源で継続使用可能</p>
エレベーター	<p>○停電も含めバッテリーで最寄り階に停止、扉開放される(火災時は避難階(1階)で停止)ので、閉じこめの可能性は極めて低い。(万が一閉じこめられた場合は、エレベーター保守業者の対応となる。)</p>

イ 日野市防災情報センターの現状

電 気	<p>○停電時は自動的に自家発電に変わり、防災情報センター全体の電源を賄う。(情報システム課も含め、現状で使用できる。) (定格250KVA 燃料タンク 10,000ℓで約72時間稼動)</p>
水 道	<p>○上水道(手洗い、水洗トイレ、飲料)有効水量 6m³ (受水槽6.75m³の約90%)</p>
電 話	<p>○使用可能(内外線すべて) ※バッテリーのみで概ね30分程度。自家発電で継続使用可能</p>

ウ 課題と対策

① 建物への被害

課題： 本計画で想定される多摩直下地震では本庁舎及びその他市施設は被害を受けないことを想定しているが、想定を越える揺れにおいても、本庁舎及びその他施設においては安全を確保しなければならない。

対策： 非常時優先業務の拠点となる本庁舎及びその他市施設については、早急に耐震化を行う必要がある。

特に本庁舎については、使用できない程の被害を受けた場合を想定して、代替場所や仮設庁舎での業務継続もあらかじめ検討する。なお検討の際には、電気、通信等のインフラ整備についても最大限考慮しなければならない。

② 設備への被害

課題： 庁舎等建物が使用可能であっても、電気、水道、電話等のインフラが被害を受けることが想定される。

対策： 最優先で応急修理が行えるように、保守業者等と災害時の技術者派遣について確認し、必要に応じて協定を締結する。

③ オフィス機器の転倒防止

課題： 事務スペース内の書架やキャビネットの転倒、OA機器の損壊及び書類等の散乱などの片付けのために多くの時間を費やすようになり、非常時優先業務を遂行するに当たり支障がでてくる。

対策： 書架やキャビネット、OA機器の転倒・落下防止策を実施する。書類等の散乱など防止のために、書架、キャビネット等への施錠を実施する。

④ 停電時の対応

課題： 自家発電は非常電灯、消火ポンプ・中水設備等の避難、消火活動を目的に設置されているため、OA機器を使用した業務ができなくなる。

対策： 災害時に必要最小限のOA機器を稼働できるように、自家発電の容量を増設若しくは新たな自家発電を設置し、事務スペース内のOA機器用コンセントに供給できるよう検討する。

(2) 非常時における情報システム対応について

情報システムは、市の業務遂行に当たって必要不可欠なインフラであり、被害を受けた場合は最優先に復旧すべきものである。

ア 現状

情報システム (防災情報センター内)	○災害時に電力供給が遮断されると自動で自家発電に切り替わる。 ○汎用電算機に震災直後破損等がないと想定したとき、自動的に汎用電算機の強制停止動作開始し、システムを終了させる(バッテリーにより電力確保)。 ○再起動には、技術者による確認作業が必要(復旧まで72時間必要)。 ○住民票、税総合、外国人登録システムの3システムについては、情報システム課内の端末にて暫定稼働(3台程度)し、異動処理、証明発行を実施する。 ○本庁舎での暫定稼働は、通信回線障害、ネットワーク機器・端末機器等障害、電力供給遮断などの発生が想定されるので困難と思われる。
-----------------------	--

イ 課題と対策

① 物理的な被害

課題： 災害時に本庁舎及びその他施設が被害を受けるような想定を越える地震においても、情報システムの被害は最小限度に抑えなければならない。

対策： 本庁舎及び防災情報センター内にある各種システムのホスト、サー

バーを庁舎とは別な場所へ設置（IDC、ISPの利用）することを検討する。設置場所については、同一地震で被害を受けないように2ヶ所の遠隔地とし、1ヶ所はバックアップ用とすることが望ましい。また、回線についても、バックアップの用意をすることを検討する。

移設するまでの間は、転倒防止、火災防止等の必要な対策をとるとともに、システムの保守業者等に対して、被災後のシステム技術者の早期参集体制の確立を要請し、必要に応じて協定を締結する。

注： IDC とは Internet Data Center

ISP とは Internet Service Provider の略

② 停電による被害

課題： ホスト、サーバーに被害がなくても、停電時にはシステムが稼働しなくなる。

対策： 停電から復旧されるまでの間は、自家発電による電源を優先的に確保する必要がある。ホスト、サーバーの設置場所については、温度上昇を防ぐために空調設備への電源供給も行わなければならない。

③ 代替場所又は仮庁舎で業務を行う場合

課題： 被害状況に応じて、本庁舎及びその他市施設が代替場所又は仮庁舎へ移転することが想定される。

対策： 代替場所又は仮庁舎に情報システムがない場合は、速やかにシステム環境が整えられるように事前に検討しておく。

④ 情報システムが使用できない場合の対応

課題： 情報システムが万一使用できない場合においても、優先継続業務については継続していかななければならない。

対策： 情報システムが利用できない場合の代替方法及びその手順を各主管部署ごとに決めておき、実地訓練を行うことで実効性を担保する。

- 例 ○戸籍関係の証明書について手書きで発行を行う（戸籍システム）
- 支出負担行為から契約までの手続きを手処理で行う（財務会計システム）

(3) 非常時における通信対応について

災害時においては、一般電話及び携帯電話は通信の途絶・輻輳によりつながりにくくなることが想定される。

その際には、防災行政無線等を活用して、避難所、市施設、市内関係機関等連絡を取り、情報の収集及び発信を行う。

ア 現状

通 信	<p>I. 日野市防災行政無線システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○固定系防災無線（屋外スピーカーで市民へ通知） 市内119箇所に屋外スピーカーを設置。（毎日定期的に市民への子どもの見守り、市歌の放送が定時に流れるもの。） 震度5以上の地震が来た場合は、自動的に放送が流れる。 相互通信も可能である。 ○地域系防災無線 市関係機関・避難所（小中学校等）・行政機関（警察・
-----	---

〔通 信〕	<p>防等)・公共機関(電気・ガス・駅等)に設置。</p> <p>○移動系防災無線 消防団の詰所と消防車両に配置。</p> <p>○消防無線 消防団所有、総計178台。災害現場の活動に使用。</p> <p>Ⅱ. 東京都防災行政無線システム 以下の通信媒体があり、災害時無線により東京都と通信ができるようになっている。</p> <p>○防災無線電話 4台 ○防災無線FAX 2台 ○災害情報システム(DIS)無線によるメール等通信 1台 ○災害情報画像伝送端末(テレビ会議) 1台</p>
-------	---

イ 課題と対策

① 無線による通信

課題： 災害時において、被害状況を迅速かつ正確に把握することは最重要である。防災行政無線による連絡が円滑にできるようにしなければならない。

また、災害対策部内の業務連絡にも無線が必要となるが、無線を使用する場合には、無線機の台数が十分でない。

対策： 無線による連絡体制が構築されているので、定期的に接続状況の確認や職員への操作訓練を行う。

無線機を複数の対策部で共用する、業務の優先度等に基づき振り分ける等効率的な運用ができるよう検討する。

② 携帯メールによる通信

課題： 防災行政無線の携帯ができない場合であっても、災害現場等で非常時優先業務に対応している職員に連絡を取れるようにしなければならない。

対策： 携帯電話が輻輳してつながらない状況であっても、携帯メールは比較的つながりやすいため、メールでの連絡を積極的に利用する。そのためには、所属長及び対策部長は、職員のメールアドレスを把握しておく必要がある。

③ 専用回線の確保

課題： 発災後は、市民から市役所への問い合わせ電話が集中することで、非常時優先業務の連絡に支障が生じることが予想される。

対策： 災害対策部(班)への連絡が確実に行えるように、専用電話番号の回線を数回線確保しておく必要がある。別回線が確保できない場合は、既存の回線を効率よく使用するなどの調整の必要がある。

(4) 非常時における職員への対応

災害時には、職員は帰宅せずに数日の間業務に従事することが想定される。職員が業務に従事できる環境を整える必要がある。

ア 現状（職員が使用できる備蓄品 防災センターの備蓄倉庫保管分）

食料	○アルファ米	11,300食	
	○クラッカー	3,780食	
	○シチュー	560食	
	○お粥	600食	
	○ファイバービスケット	480食	
飲料水	○保存水（2ℓ入り）	480本	
トイレ	○簡易トイレ	91台	
その他	○毛布	101枚	
	○カーペット	50枚	
	○電池	200本	
	○懐中電灯	63個	等

イ 課題と対策

① 食料・飲料水

課題： 発災後、職員は数日間帰宅せずに業務に従事することになり、職員自身による食料等の調達が困難である。その間の食料・飲料水の確保をあらかじめしておかなければならない。

また、備蓄された食料は滞りなく配付できるようしなければならない。

対策： 職員への3日分の食料等及び備蓄場所を確保する。また、救援物資の一部を職員用へ使用する。庁舎内の食堂、売店、自動販売機の設置者に対しては、飲食物についての供給の協定を締結する。配付手順についてはあらかじめ決めておき訓練を行う。

② トイレ

課題： 市内の下水道又は庁内の排水設備に被害が生じた場合は、トイレの使用ができなくなる。

対策： 阪神・淡路大震災では、仮設トイレが避難者100人に1機の割合で確保できた段階で苦情が大幅に減少したと言われている、同じ割合で考えると、被災者用とは別に職員用に、11台程度の仮設トイレを確保し、その設置場所を決めておく必要がある（病院を除く職員数を基に計算）。そのためには、優先供給が受けられるように関係団体と協定を締結する。

仮設トイレの確保が困難な場合に備えて、簡易トイレ等の備蓄を増やす。

③ 健康管理

課題： 従事する職員の最低限の健康管理には留意しなければならない。

対策： 避難所業務のように、実際に休憩時間の確保が困難な業務については、職員の勤務が長時間にわたらないように交替の職員を派遣して休憩をとらせるなど健康に配慮しなければならない。また、災害対策の長期化に備えて勤務班と休憩班を分けて交互に勤務に当たる交替勤務制の実施も検討する。

④ 睡眠場所の確保

課題： 災害時は長期間にわたり従事しなければならない業務がある。帰宅せ

ず業務に当たる職員への睡眠場所の確保は、事業継続での観点から見ても重要である。

対策： 睡眠場所の確保は健康管理面からも重要である。発災後、本部は早い段階で職員用の睡眠場所の確保を図らなければならない。場所の選定については、緊急出動が可能な場所であるか、耐震施設であるか等考慮する必要がある。あわせて、毛布等の必要物資についても事前に確保しておくものとする。

⑤ メンタル管理

課題： 職員が災害に遭遇することや災害時の慣れない業務に携わることによって精神的ショックを受けて、業務に従事できなくなる可能性がある。精神面でのケアは、事業継続での観点からみても重要である。

対策： カウンセリングが常時受けられるような場所を設置し、職員へ周知を図る。所属長は職員のメンタル面に注意を図り、早期発見をしてカウンセリングを受けさせる。職員は互いにメンタル面に注意を図り、早期発見に協力する。

(5) その他

① 資機材及び用品の確保

課題： 物流が停止した場合には業務遂行に必要な資機材及び用品の調達が困難となるため、業務遂行に必要な資機材や用品を確保しなければならない。

対策： 担当課において必要な資機材及び用品をリスト化しておき、まず災害時における協力機関等から調達することができないか検討する。もし不可能な場合は、事前に備蓄しておく必要がある。

また、OA機器等については、早期復旧できるよう保守事業者と災害時の技術者派遣について確認し、必要に応じて協定を締結する。

② 会計処理について

課題： 非常時優先業務を遂行するために、緊急に現金による支払いでなければ調達できない場合が想定される。

対策： 非常時の会計処理については、指定金融機関との協定が整備されているが、緊急時において迅速な対応ができるよう体制を整えておく。

6 発災時の対応と職員の参集

(1) 地域防災計画による非常配備体制

ア 勤務時間内

配備体制	時 期	体 制	職員数
第1非常配備体制	おおむね24時間後に災害が発生するおそれのある場合において、又はその他の状況により本部長が必要があると認めたとときに発するものとする。	水防その他災害の発生を防御するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする体制とする。	災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員 係長職以上、災害対応関係課（道路課、緑と清流課、庶務課業務サポート係）職員、本部通信事務員（無線チーム）、地域サポーター（地域協働職員は除く）
第2非常配備体制	おおむね12時間後に災害が発生するおそれがある場合若しくは局地災害が発生した場合において、又はその他の状況により本部長が必要があると認めたとときに発するものとする。	市内及び隣接市に居住する職員を招集し、第1非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる体制とする。	災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員 第1非常配備体制の職員 市内及び隣接市（八王子市、昭島市、立川市、国立市、府中市、多摩市）に居住する職員
第3非常配備体制	事態切迫し又は災害が拡大し、市の全域について災害が発生するおそれがある場合若しくは数市町村の地域について災害が発生した場合において、又はその他の状況により本部長が必要があると認めたとときに発するものとする。	本部の総力をもつて対処できる体制とする。	災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員 第1非常配備体制の職員 第2非常配備体制の職員 その他職員

（「日野市災害対策本部条例施行規則」より）

イ 勤務時間外

夜間、休日等の勤務時間以外に大地震が発生した場合は、通信、交通の途絶等により、直ちに上記の非常配備体制をとることが困難と考えられるので、別命なく、概ね次のような体制をとる。

配備体制	時 期	体 制
第1特別非常配備体制	夜間、休日等の勤務時間外に震度5弱以上又はこれに準ずる地震により災害が発生したとき。	1 あらかじめ指定された職員が自発的に市役所に参集し、発災初期の災害応急対策に従事する。 2 上記以外の職員は、応急対策活動の準備に入り、状況に応じて、本部長の指令により必要な非常配備体制に移行する。

<p>第2 特別非常 配備体制</p>	<p>夜間、休日等の勤務時間外に震度6弱以上又はこれに準ずる地震により災害が発生したとき。</p>	<p>1 全職員が自発的に手段をつくして、速やかに所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参加し、参加後、直ちに次の発災初期の災害応急対策に従事する。</p> <p>2 市内に居住する職員は、直ちに本部長室に参加し、情報連絡活動等に従事する。</p> <p>3 緊急地区担当員は、あらかじめ指定された避難所等に参加し、初動活動体制にあたる。</p> <p>4 隣接市に居住する職員は、参加後直ちに所属部長の指揮下に入り、各部の連絡活動及び発災初期の応急対策に従事する。</p> <p>5 上記2～4以外の職員は、参加後直ちに所属部班長の指揮下に入り、応急対策活動に従事する。</p> <p>この体制により、発災初期の応急対策に対処するが、本部が設置された後、災害の状況とそれに対する応急措置状況及び各部の参加人員等に応じて、本部長の指令により必要な非常配備体制に移行する。</p>
-----------------------------	---	--

(「平成17年度修正 日野市地域防災計画」より)

(2) 発災時の対応

- 大地震が起きた場合は、何よりも自分自身の身の安全を図ること。その上で、家族や同僚など周囲の人たちの安全や火の始末(初期消火)等を行う。また、可能であれば、テレビ・ラジオ・防災行政無線等で地震の規模を確認し、怪我をした人の応急措置を取りつつ、余震に備えること。
- 事業継続のためには、職員の安否確認が重要であるだけでなく、職員が安心して業務に専念するためには、その家族の安否確認が重要となる。各所属においては平常時より非常時の職員の安否確認の方法について検討するとともに、各職員は家族の安否確認の方法について家庭内で検討しておくこと。
- ※ 以下の初動対応のフローについては、平成20年1月に策定された「日野市災害時職員初動マニュアル」を基にしている。職員の参加については、正規職員のみを対象としており、非正規職員(臨時職員・嘱託職員・再任用・再雇用)の参加に関しては、今後の検討課題とする。

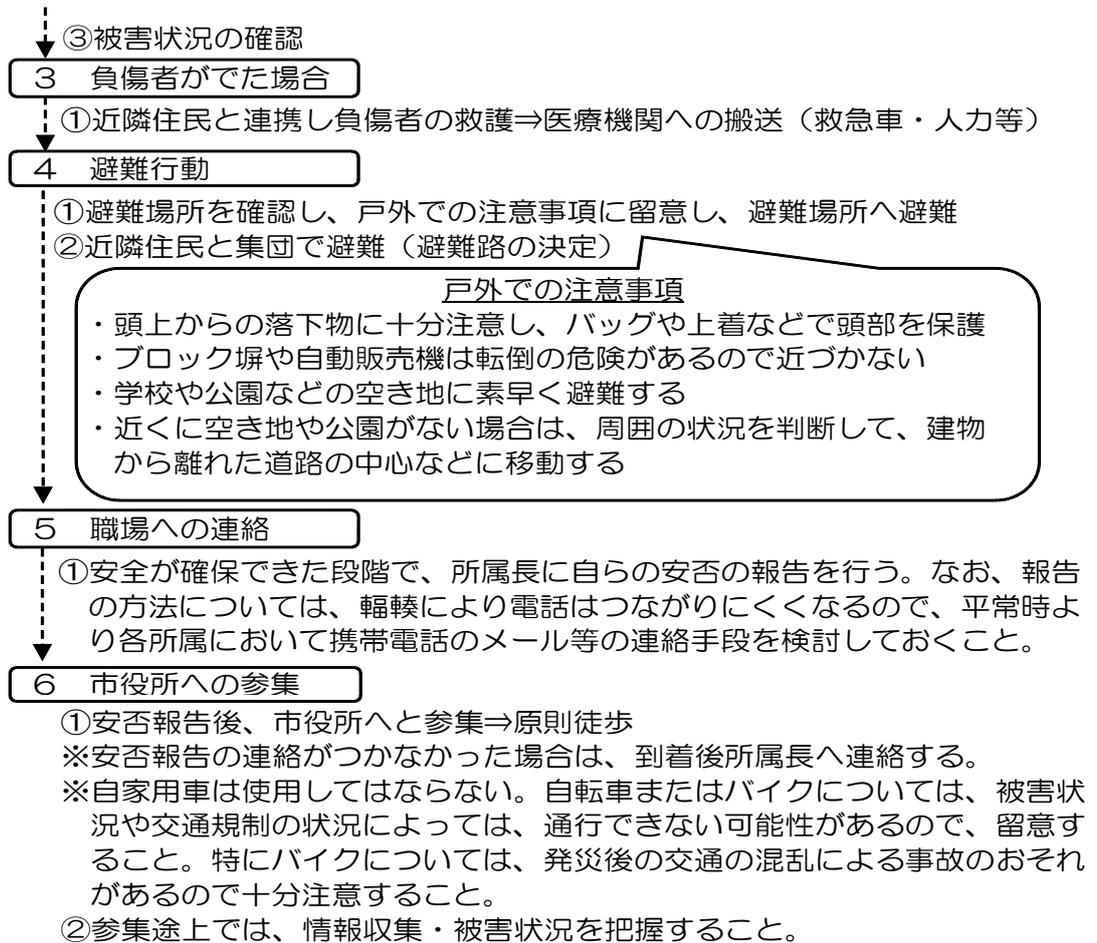
ア 勤務時間外に自宅で被災した場合

1 家庭内の措置

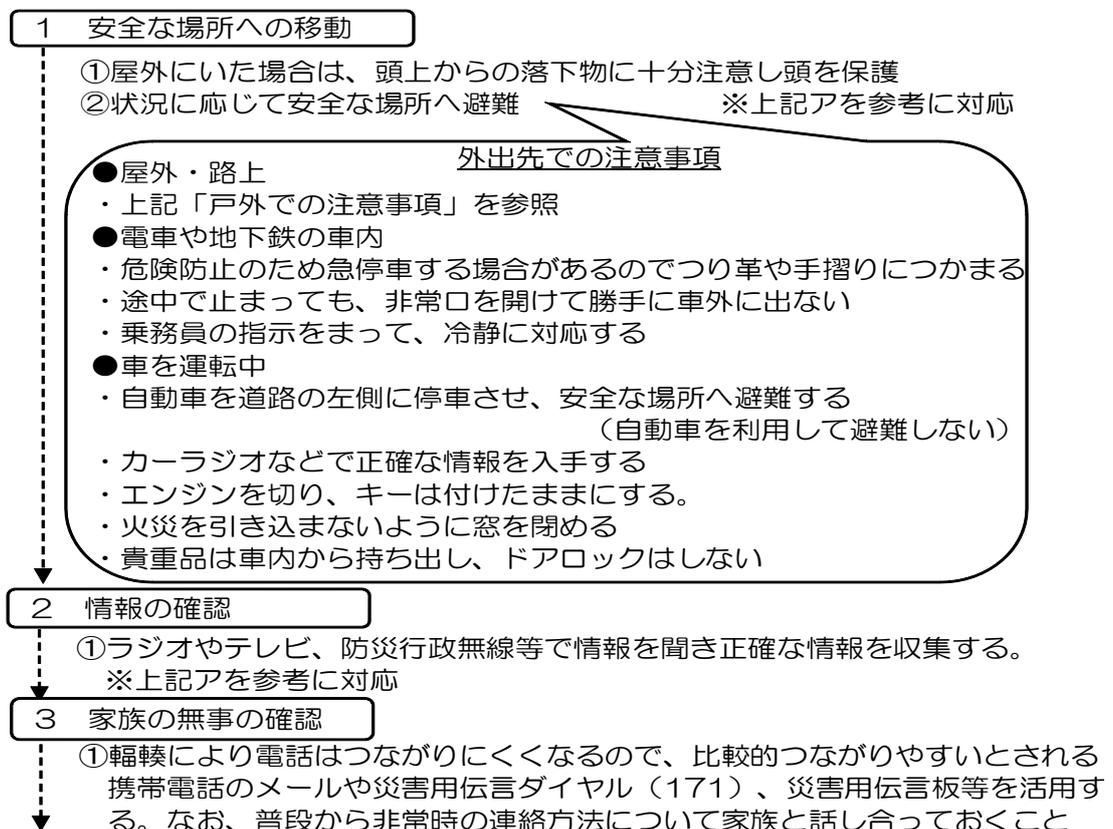
- ①速やかに火の始末をする。(※ライフライン復旧時に二次災害が発生するのを防ぐためのガスの元栓を閉める、ブレーカーを落とす等の作業を含む)
- ②テーブルや机の下に隠れ、身の安全を確保(揺れが収まるまで)
- ③初期消火(火が天井に届いたら避難する)
- ④ドアや窓をあけて、避難口を確保
- ⑤ガラスの破片や家具の転倒に注意
- ⑥非常用持ち出し品を確保
- ⑦ラジオやテレビ、防災行政無線等で正確な情報を収集する

2 戸外での措置

- ①揺れが収まっても余震に注意し、一時安全な場所(広場等)へ避難
- ②近隣住民と協力し、人命救助・初期消火



イ 勤務時間外に外出先で被災した場合



4 職場への連絡

- ①安全が確保できた段階で、所属長に自らの安否の報告を行う。なお、報告の方法については、輻輳により電話はつながりにくくなるので、平常時より各所属において携帯電話のメール等の連絡手段を検討しておくこと。

5 市役所への参集

- ①遠隔地から参集する場合、公共交通機関を使用すること。
※安否報告の連絡がつかなかった場合は、到着後所属長へ連絡する。

ウ 勤務時間内の対応

1 安全の確認と負傷者への対応

- ①机の下に隠れる等、身の安全を確保
- ②火災発生時は、消防への通報及び初期消火の実行
- ③通常業務の一旦停止、PCのシャットダウン
- ④重要書類等の持ち出し準備
- ⑤来庁者、職員の安全確認及び一時避難（重要書類等の持ち出し）
※施設内に危険な箇所があれば、事前に検証及び周知をしておき、その場所を避けて避難する。

2 家族の無事の確認

- ①輻輳により電話はつながりにくくなるので、比較的つながりやすいとされる携帯電話のメールや災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板等を活用する。なお、普段から非常時の連絡方法について家族と話し合っておくこと。
※職員の家族の安否確認が取れない状況で非常時優先業務を遂行しなければならない場合には、他の職員が代わって安否確認を行う体制も検討する。

3 災害対策本部設置までの初期活動

(3) 参集及び被害状況等の情報収集

「(2) のア及びイ」で述べたように勤務時間外に大地震が発生した場合は、自分や家族の身の安全が図られた後、各職員は速やかに市役所に参集し、災害対策活動に従事する態勢を整える。また、参集途中には、情報収集・被害状況の把握を行う。

ア 参集の基準

勤務時間外に下記の地震を確認した場合、職員は「(2) のア及びイ」に述べた対応を行った後、自発的に（参集命令がなくても）市役所に参集する。

① 震度5弱以上

第1非常配備体制に指名されている職員（※職員は、自分がどの配備体制に該当しているのか所属長を通じてあらかじめ確認しておくこと。）

② 震度6弱以上

全職員

※市内については、震度5弱以上の地震の発生時に、防災行政無線より自動的に放送されるので注意すること。

イ 参集場所

職員は、以下の場合を除き自己の勤務場所に参集する。

- ① 緊急地区担当員はあらかじめ決められた避難所へ参集する。
- ② 災害対策本部員及び危機管理ブレイズ(後述)は、災害対策本部に参集する。
- ③ 出先職場については、非常時優先業務に対応する職員は本庁に参集することを検討する。

ウ 参集が困難な場合

次に掲げるような事由等により、参集が困難な場合は原則として、家族を含めた安否情報を所属長に報告した上で、自宅待機するものとする。自宅待機中は定期的に所属長に連絡を取り、参集可能になった場合には速やかに参集する。

市内在住者については、周辺状況の把握に努め、所属からの連絡が取れるよう留意する。なお、待機中は、自宅周辺での救出・救助活動、避難活動の支援に参加する等、地域貢献、地元自治体への協力を積極的に取り組むものとする。

参集することが困難な事由(例)

- ① 職員又は職員の家族等の死亡したとき。
- ② 職員又は職員の家族等が負傷し、治療又は入院の必要があるとき。
- ③ 職員の住宅又は職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、又は一時的に避難しているとき。
- ④ 参集途上において、救命活動等に参加する必要性が生じたとき。
- ⑤ 徒歩により参集せざるを得ない場合(公共交通機関の不通、自転車やバイクの利用が困難となった場合等)で、その距離が概ね20km以上のとき。
- ⑥ 自宅周辺が避難勧告の対象地域となったとき。

エ 所属長への安否確認の連絡

- ① 参集の可否に関わらず、職員は、自己及び家族の安否の状況等の報告を所属長に行うものとする。報告する内容は主に次のとおり。

本人の安否情報	無事・負傷(負傷の場合は怪我の程度。入院の場合は入院先。)
家族の安否情報	無事・負傷・安否不明
参集の可否	可能・不可能 (可能な場合は到着予定時刻、不可能の場合はその理由)
周辺の被害状況	自ら確認をした情報をできるだけ詳細に(道路が通行可能か、危険な建物はなにか、避難の様子はどうか等)

- ② 所属長は、職員の報告及び参集情報を集約し、本部へ適宜報告するものとする。安否の確認が取れない職員については、携帯メール等あらかじめ決められた方法によって、継続して連絡を取り続けること。
- ③ 職員課長及び防災安全課長は、全職員のメールアドレスのデータ化を図り、参集システムへの登録を速やかに行うこと。

オ 参集手段

参集は原則徒歩によることとし、自家用車は使用してはならない。自転車又はバイクを使用する場合は、緊急の交通規制や道路閉塞により通行できない可能性に留意すること。特にバイクについては発災後の交通の混乱により事故のおそれがあるので十分注意すること。

カ 情報収集

参集途上中の被害状況の把握を行い、対策班長（所属長）に報告を行う。被災目標、被災度の見方や報告方法等については、統一した基準で行えるようにマニュアルや書式をあらかじめ決めておく。

（４） 参集可能人員

休日や早朝等の勤務時間外に発災した場合に、どのくらいの時間で職員が参集できるか把握することは、BCPの円滑な実施のために重要なことである。勤務時間外に市内に震度6強の地震が発生した場合を想定し、次の2点を考慮した上で、参集可能な職員（正規職員）数の試算を行った。

- ① 居住地から参集場所まで徒歩で参集する。なお、震災による交通事情の悪化等を考慮し、通常時よりも歩行速度が落ちるものとし、歩行速度は時速3kmとした。

ルート設定に当たっては、最短距離で考えるのではなく、建物の密集地等震災時に通行が困難となるような場所は避けることとした。

●上記の内容による参集可能人員の調査結果は以下のとおり●

参集時間	30分以内	1時間以内	2時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内	168時間(1週間)以内
参集人数	142	188	241	146	239	68	14	0	0
累計人数	142	330	571	717	956	1,024	1,038	1,038	1,038

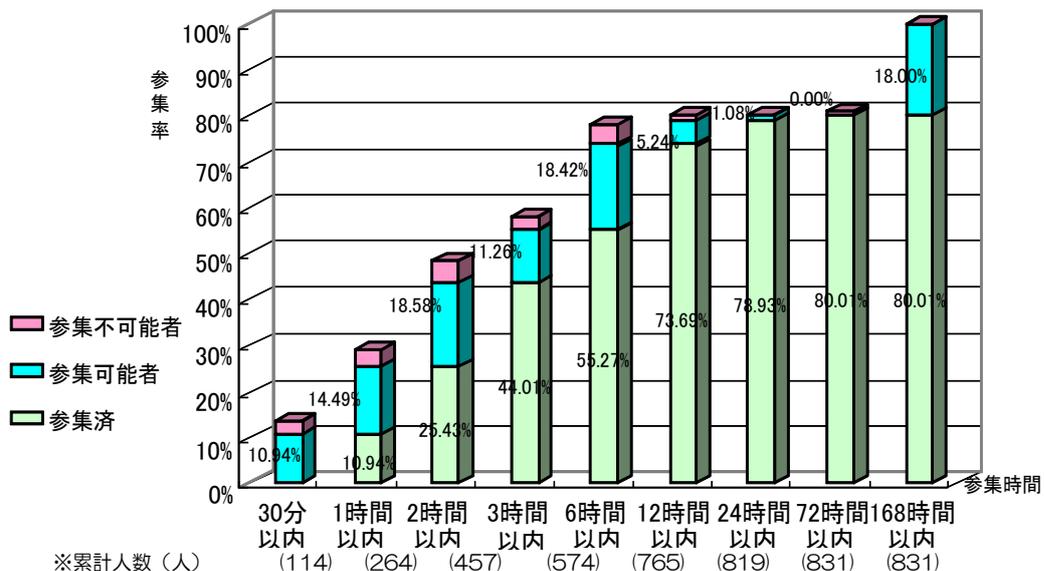
（病院職場を除く全職員への調査による（平成21年11月実施））

- ② 本人の負傷や自宅の被災等で一部の職員が参集できないと想定する。

発災後72時間までは、本人・家族の負傷、交通機関の不通、発災直後の混乱等により、①の参集人数の20%が参集不可能と想定する。

発災後168時間(1週間)までには、参集不可能となっていた職員も参集できるようになるが、職員の死亡、入院等により職員の2%は参集不可能と想定する。

●上記の①、②に基づく参集率のグラフは下記のとおり●



7 災害対策本部の設置とBCPの発動

(1) 日野市災害対策本部の設置及びBCPの発動

ア 発災後、速やかに日野市災害対策本部（以下「本部」という。）が設置される。

イ 勤務時間中の発災の場合は、「6 発災時の対応と職員の参集（2）ウ」（23ページ）で述べたように、通常業務はいったん停止される。

ウ 日野市災害対策本部長（市長、以下「本部長」という。）は、本部設置と同時にBCPの発動を宣言する。

危機管理ブレーンズ（以下「ブレーンズ」という。）はBCP発動と同時に本部に参集し、本部長に直属する。

危機管理ブレーンズとは

BCPの円滑な実施を担保するため、市の業務全般に精通し、非常時においても迅速・的確な判断力を有する正規職員で構成する。

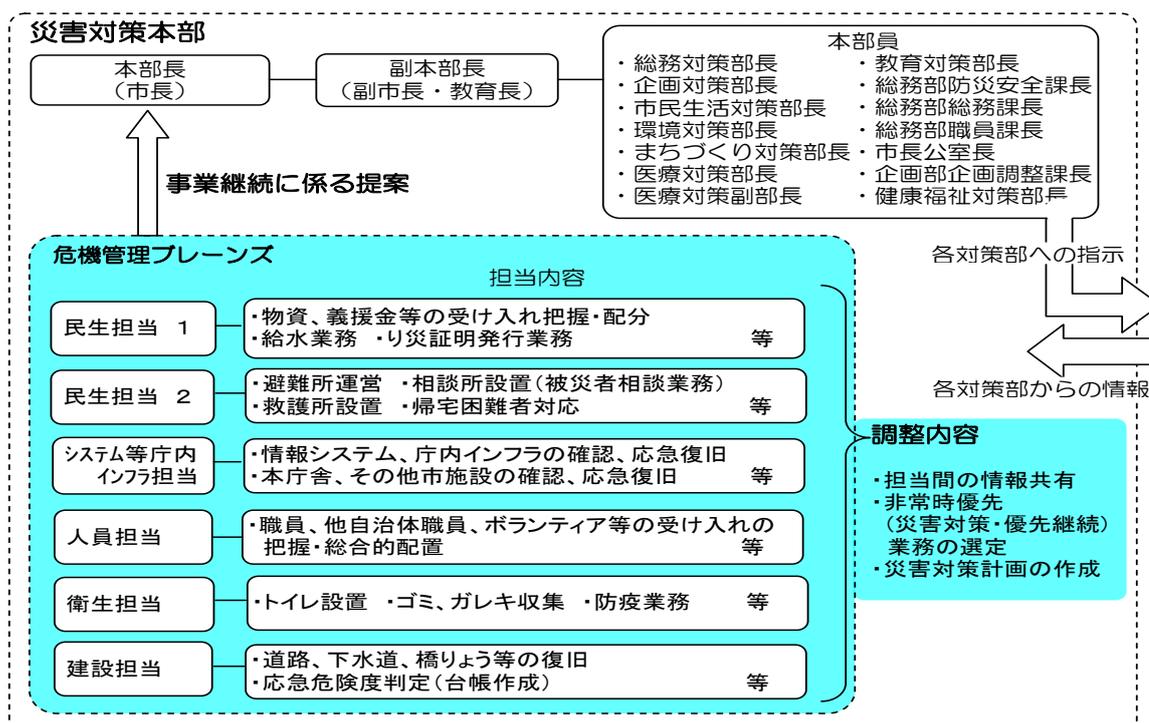
危機管理ブレーンズは、新型インフルエンザ及び災害（震災・水害）時に発動されるBCPの際にそれぞれの対策本部に参集し、本部長に直属する。

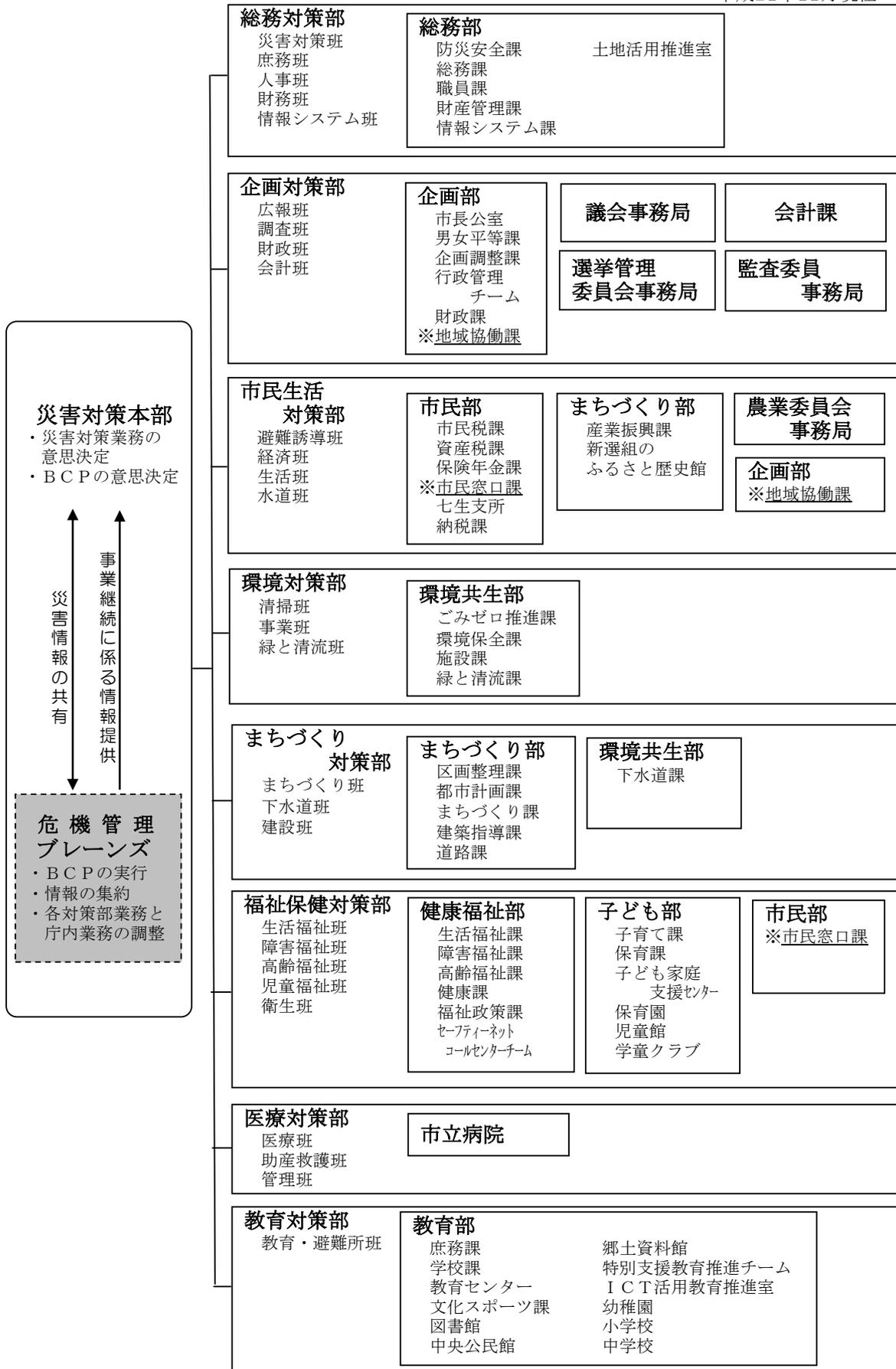
危機管理ブレーンズは、本部の情報を共有し、BCPに関する対策を本部長に提案し、実行に際し調整を行う。

なお、災害に際しては、ブレーンズは、災害対策の各分野を担当し、市がとるべき最善の対策を立案し、本部長へ提案する。

通常時においては、BCPに係る調査・研究、訓練の計画・立案・評価、過去の災害の事例から市がとるべき対策について、毎月定期的にミーティングをし、理事者へ報告を行うものとする。

災害時における危機管理ブレーンズの役割イメージ





※ 地域協働課は、企画対策部と市民生活対策部の両対策部に所属する
 ※ 市民窓口課は、市民生活対策部と福祉保健対策部の両対策部に所属する

(2) BCP発動後の初動業務

ア 被害情報の収集

- ① ブレーンズは、本部参集と同時に市全域の被害情報の収集に当たる。発災直後は、通信の輻輳や災害の混乱により、すべての被害情報が収集できるとは限らない。そのため、収集した情報の整理をし、欠落している情報については、調査班長と連携し、必要な情報の収集に当たらなければならない。
- ② ブレーンズは、本部参集と同時に本庁を含めた市施設、各種庁内システム、職員の被害状況等といった通常業務の事業継続に関する必要な情報を収集する。特に本庁舎の安全性（応急危険度判定）の報告については、最優先で確認するものとし、使用できない場合は、速やかに代替施設の使用、又は仮設庁舎の設置を総務対策部と検討し、対策を本部長に提案する。
- ③ 被災状況の把握に当たっては、職員からの防災行政無線や携帯電話による情報の収集を行うこととなる。地域の被災情報の収集には、必要に応じて自治会役員や関係団体委員等のあらゆるチャンネルを使って行う。また、広域的な被害状況の把握では、ラジオやテレビによる情報収集も有効と考えられる。

イ 本庁舎における事業継続

本部は防災センターに設置され、災害対策業務の意思決定や指揮を行なうこととなる。また、災害対策業務の遂行のための拠点、優先継続業務を行うための場所として、市役所本庁舎の使用が重要となる。

① 庁舎が使用できない場合

本部長は庁舎が使用できない旨及び当面の事務スペースを各対策部長に通知する。各対策部に属する所属長は、速やかに向後の業務継続に必要な書類等を運び出すものとする。なお、作業に当たっては、余震による建物の倒壊の可能性に留意し、危険を感じたら速やかに自己の身の安全を図るものとする。

② 庁舎が使用可能な場合

本部長は庁舎が使用できる旨を各対策部長に通知する。各対策部に属する所属長は、災害対策業務、優先継続業務への円滑な移行が図れるよう、執務環境の整備（割れた窓ガラスの片付け、散乱した書類や机等の整理など）を行う。

ウ 各施設における事業継続

- ① 各施設の管理者は、施設の被害状況を調査し、本部へ速やかに報告を行う。
- ② 本部長は、あらかじめ市施設の応急危険度判定実施に関する計画を定めておくものとし、各施設の管理者からの被害報告を勘案したうえで各施設の応急危険度判定を速やかに実行するものとする。判定後の対応は本庁舎の対応に準ずるものとする。

エ 災害対策業務の遂行

震災時において市は、災害対策業務に最大限の力を注がなくてはならない。しかし、発災が勤務時間外の場合は初動時の職員の参集率は低くなるのが想定されるため、必要な人員体制が整わないまま各種災害対策業務に取り掛からなくてはならない（※阪神・淡路大震災時、被害の激しかった区では、発災当日の出勤率が3割程度だったという報告もある（「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」：内閣府作成））。その場合、本部は地域防災計画の各対策部の分掌事務に囚われることなく柔軟な応援体制を構築するものとする。

オ 優先継続業務の継続

既に述べたとおり、発災と同時にすべての通常業務はいったん停止することとなる。BCP発動後、各所属は、優先継続業務以外の通常業務を休止し、優先継続業務の継続又は早期再開に向けて、執務環境等の確認に必要な作業を行うものとする。なお、各所属は、災害対策業務にも多くの人員を割かなければならないので、この作業は必要最低限の人数で行うことに留意する。

カ 応援体制の構築

ブレイズは、各所属からの災害情報及び災害対策業務に充てられる人数の情報収集を行う。得た情報から、優先して着手すべき災害対策業務の選定、その業務に投入する人数及び必要な資源等の判断を行う。現員数から着手すべき災害対策業務に投入可能な人員を検討し、本部長に提案する。

特に初動時には、優先的に人員を配置して取り組む業務が発生することがある、このために、地域防災計画の分掌事務にある業務の中でも、対応を先延ばしにする業務が発生する場合があることも認識しなければならない。

8 非常時優先業務の実施について

(1) 非常時優先業務（災害対策業務及び優先継続業務）の分析

発災後は非常時優先業務を遂行していくこととなる。

非常時優先業務のうち災害対策業務については、地域防災計画に記載があるが、それをどのタイミングでどのように行うか、それを行うに当たってどのような問題があるのかといった分析はなされていない。また、災害対策業務を最優先とするなかで、優先継続業務をどのように継続していくかを明示する必要もある。

そこで本計画では、災害対策業務と優先継続業務をすべて抽出し、個々の業務についてその業務の担当所属、目標レベル、着手時間や業務の継続時間等をまとめ、計画の最後に資料として掲載をした（別紙参照）。

本計画策定後、各所属は本計画で列挙した各種非常時優先業務について、明示されたタイムスケジュールに沿って業務遂行ができるように、ボトルネック（業務継続の阻害要素）を洗い出し、対策を検討するものとする。

(2) 非常時優先業務の周知（掲示）について

ア 業務の実施状況の周知

- ① 災害対策本部の設置及び通常の業務態勢ではない旨等について、施設の入口や窓口等への掲示、ホームページへの掲載をすること。
- ② 優先継続業務・休止業務の一覧を各所属ごとに作成し、市民から見やすい場所（施設の入口、窓口等）に掲示すること。なお、業務が縮小若しくは一部変更して実施されている場合は、その内容もあわせて明記すること。ホームページへの掲載、チラシの配布等による周知についても検討すること。
- ③ 講座やイベント等について、中止やスケジュールの変更を決定した場合は、参加者や利用者へ速やかに連絡すること。

イ 施設の閉鎖等の周知

- ① 施設を閉鎖した場合、使用できない場合は、「お知らせ」を施設の入口など目

立つ場所に掲示すること。なお、施設で行われている業務が別施設に移転して行われている場合は、その旨も明記すること。ホームページへの掲載、チラシの配布等による周知についても検討すること。

- ② 倒壊等のおそれがある場合は、危険性を記した立て看板等の設置を行い、二次災害を回避すること。ホームページへの掲載、チラシの配布等による周知についても検討すること。

(3) 職員の応援について

ア 考え方

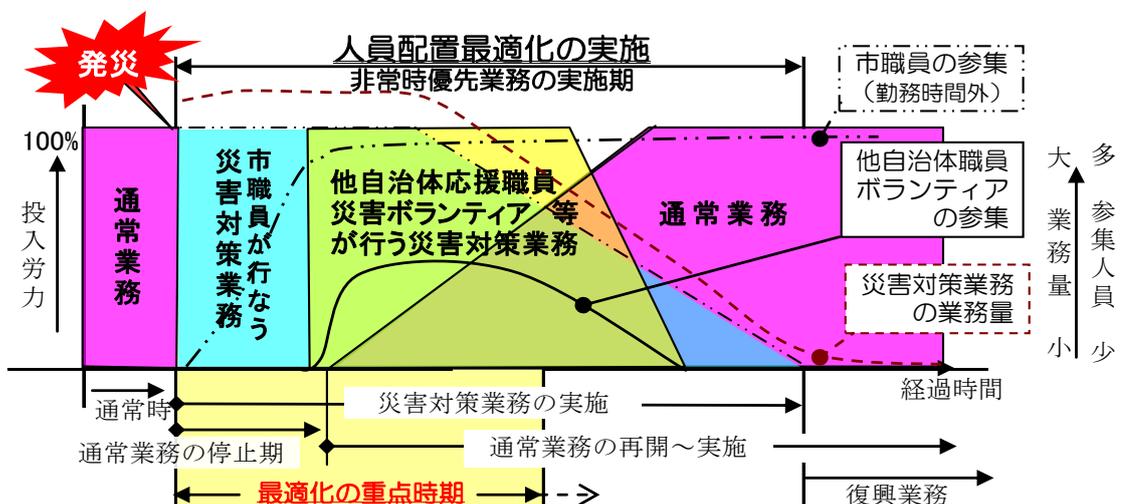
対策班（部）ごとに災害対策業務は定められているが、災害対策業務の規模や必要人員等は被災規模や状況で変化する。職員の応援や人員配置には、災害時に優先すべき業務を見極めた上で、適切に行わなければならない。

また、災害対策業務は長期間に及ぶことが考えられる。このため、業務を継続して行なうためには、交替で業務を行っていくなどの必要性もある。

イ 応援体制

- ① 災害対策業務に必要な人員が確保できない場合は、応援職員を充てるものとする。第一義的には部間の応援は実施せず、対策部内での対応を行う。対策部内での対応が困難な場合は、対策部間での応援職員の配置を行うものとする。
- ② 災害対策業務に必要な人員の確保・配置は全庁的に調整する。
- ③ 非常時優先業務のうち、資格・業務経験が必要な業務については、過去に在籍した職員を優先的に応援させるものとする。退職者の活用も検討する。
- ④ 災害対策業務のうち長期間に及ぶ業務については、交替用の班を編成するなどして、継続して業務を遂行できるよう検討しておくこと。
- ⑤ 災害時には委託事業者においても、被災することが想定される。マンパワーを要する委託業務については、市職員が対応する必要があるのかについて等、必要事項については事前に確認を行うこと。
- ⑥ 災害対策業務のいくつかについては、他自治体からの応援職員や災害ボランティアを受け入れて業務を行うこととなる。これらのマンパワーを効率よく活用できるように、必要な事項については事前に確認を行うこと。

人員配置の最適化実施期のイメージ



(4) 休止業務の取り扱いについて

ア 対応

休止中に申請、相談、依頼、苦情等があった場合は、再開後に順次対応していく旨を説明しなければならない。提出書類等については、受け取らないようなことはせず、再開後の対応となることを説明した上で受け取るものとする。

イ 再開準備業務

災害対策業務の縮小に伴い通常業務が再開されるときは、業務再開が円滑に進められるように、休止中でも必要最低限の事務処理（以下「再開準備業務」という。）は行うものとする。（例：郵便物・メールの受付、整理、保管等）

ただし、再開準備業務を行うことで、非常時優先業務に影響が出ることをないように留意するものとする。

ウ 本部で決定された業務

BCPで定めた非常時優先業務に関わらず、本部にて決定された担当業務については、優先的に業務を行うものとする。

エ 緊急対応

休止業務について、何らかの緊急対応が求められる可能性がある。

- ① 休止業務の場合については、休止業務という理由のみで一律に断るのではなく、個別の案件ごとに判断して、緊急性、必要性和高いと判断される具体的な理由があれば、業務を行うようになる。
- ② 優先継続業務についても、縮小、工夫して行われている場合は、①と同様に個別の案件ごとに判断し、通常時の体制で業務対応に当たるようになる
- ③ ①、②の業務を行う場合は、原則として本部の承認を得るものとする。ただし、事前に承認を得ることが困難な場合においては事後の報告となっても構わない。

(5) 通常業務の復帰について

発災と同時に、通常業務はいったんすべて停止する。優先継続業務については本計画書に基づき継続していくが、休止業務はそのまま休止される。

発災後ある程度経過すると、災害対策業務の規模等は徐々に縮小される。また、市民からの通常業務の需要が高まってくることが想定される。

ア 各所属長は、優先継続業務の通常レベルへの復帰及び休止業務の再開について検討し、適宜本部に報告する。

イ ブレーンズは、各所属長から報告と災害対策業務に必要な人員等を把握し、全庁的な業務の調整を図り、通常レベルへの復帰及び再開について、本部長に提案する。

ウ 本部長は、ブレーンズからの提案を受けて、再開方針を決定する。

エ ブレーンズは、本部長の決定に基づき、通常業務の復帰について調整を図る。

(6) その他

ア 災害時は委託事業者においても、被災することが想定される。災害時にどのような態勢がとれるか、委託業務の継続が可能かについて等、必要事項については事前に確認を行うこと。

イ 発災後、しばらくは近隣地域すべてが同じような状況に陥っていることが想定される。国や都からの情報だけでなく近隣市からの情報収集にも努め、的確な人員配置や資機材の確保・配分、避難所運営、応援物資の配分計画、優先継続業務の実施等が行えるよう努めるものとする。

ウ 実際に地震が発生した際は本計画を基礎とし、被災状況を見極めた上で、その状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

エ 所属長は、本計画書を基に、非常時優先業務のマニュアルを策定し、通常時より検討・準備を行うものとする。その上で、災害対策部及び所属ごとにBCPを策定し、訓練・検証を行うことで、BCPの円滑な実行が担保できるようにしなければならない。

9 BCPの解除

「8 非常時優先業務の実施について（5）」で触れたとおり、通常業務は徐々に復帰していくこととなる。

通常業務がすべて復帰した時点で、本部長はBCPの解除を宣言する。

BCP解除前に、本部が解散した場合は、本部長に直属していたブレイズは危機管理監の下で引き続きBCPの業務を遂行する。

通常業務がすべて復帰した時点で、市長はBCPの解除を宣言する。

10 教育・訓練

現実にBCPが発動された際に本計画が円滑に実行されるためには、普段からの訓練が重要となってくる。しかし、ただ訓練に参加するのではなく、職員一人ひとりが高い意識を持った上で訓練に参加しなければならない。

地震のような大災害においては、今まで積み上げてきた業務経験に基づく知識や判断だけでは対応できないような事態に直面することが考えられる。例えば現場と本部間の連絡が困難となった状況では、現場の職員が自ら考え、動いていかなければならないことも想定される。阪神・淡路大震災や中越地震で被災した自治体がどのような問題に直面し、どのような行動をとったか等、過去の災害からの教訓を学ぶことで、どのように市として行動すべきなのか自らの問題として考えなければならない。

また、災害時に所属課の非常時優先業務をどのように行っていくのか職場内において話し合っておくようなことも必要である。

これらを行うことで、本計画や地域防災計画で想定されていないような事態が生じたときにも組織としての的確な対応がとれるようになっていく。

(1) 職員への教育

職員の意識を高めるために、所属長は、職員に対して下記に関する教育を行う。

また、職員は、下記の事項について家族への教育をし、準備もしておかなければならない。

ア 災害時には、公務員として災害時の業務に当たる責務があること

イ 過去の震災の事例を調査し、災害時に起きた様々な問題について、職員自身が自らの問題として考え対応できるようにすること

ウ 職場内において、非常時優先業務をどのように行っていくのか話し合うこと

エ 災害時の対応では、被災した市民の心情に配慮した言動の必要があること

- オ 非常持ち出し品や3日間の食料、飲料水を常備しておくこと
- カ 災害業務に従事するための3日間程度の宿泊に必要な生活用品をまとめておくこと
- キ 家族との安否確認が行えるよう、連絡方法について決めておくこと
- ク 地震が発生した場合は、まず自分自身の身や家族の身の安全を図れるように準備しておくこと
- ケ ラジオやテレビ等による正確な情報を収集できるようにしておくこと

(2) 訓練

BCPの実効性を担保するための訓練を行う。

ブレイズは、災害対策業務及び優先継続業務、休止業務に関する訓練の計画・立案・評価の総括を行う。

なお、計画・立案については、必要に応じて防災安全課が関与する。訓練方法は、実地訓練又は机上訓練が考えられる。

所属長は、ブレイズが作成した訓練計画に沿った所属ごとの訓練計画を作成し実施する。

訓練内容の例

- ① 参集訓練（参集できない場合の連絡訓練も含む）を行う
- ② 家族との連絡訓練を行う
- ③ 電算処理の不能を想定した手作業による業務訓練を行う
- ④ 地域防災計画の分掌事務の訓練を行う
- ⑤ 主に委託業務等に不都合が生じた場合を想定し、応援職員や限られた人員での訓練を行う
- ⑥ 業務未経験職員に、業務マニュアルを使用した継続業務を体験させる

(3) 訓練計画の注意点

- ア 訓練の目的、対象部署、期待する成果を明確にする
- イ 職員全員が年1回に何らかの形で訓練に参加する
- ウ 訓練テーマや対象となる部署が偏らないようにする
- エ 対策本部と各部署の連携を確認するための全庁的な訓練を計画する
- オ 全庁的な訓練だけにとどまらず、部（対策部）・課（班）単位で定期的にテーマを変えて訓練する
- カ 非常時優先業務で特に必要となる委託業務等がある場合は、委託先等に訓練参加を要請する

(4) 訓練の評価とBCPの改善

ア 訓練の評価

訓練実施後、速やかに参加者が集まって訓練を評価する。所属長は訓練の評価及び改善すべき点をブレイズへ報告し、所属内で対応できる点については所属のBCPの改善を速やかに行う。ブレイズは、報告内容をBCP訓練記録として管理する。

イ 評価の観点

訓練の目的、期待する成果が「達成」できたのか「未達成」だったのかを評価し、未達成の場合はその理由を挙げる。

ウ 評価項目（例）

- ① 訓練内容

実際の訓練が、ブレイズが作成した訓練計画で定められた目的に合致したものであったかを評価し、次回の訓練に向けた課題、改善点等を挙げる。

② 手順

災害時に、休止業務・優先継続業務ごとに、どのように休止・継続したか、災害対策業務をどのように行ったか、これらの手順において評価し、「分かりにくかった点」「誤っていた点」を挙げる。

③ 執行環境

施設、設備、資機材、情報・通信等について評価し、ボトルネック（例：必要数量の不足、機能不足・不備、操作面の問題・課題等）を挙げる。

④ 人員

従事者数、応援職員、適正配置等について評価し、ボトルネック（例：人数の過不足、資格・経験の必要性の問題・課題等）を挙げる。

⑤ 業務マニュアル

応援職員による業務マニュアルを使用した業務を評価し、「分かりにくかった点」「誤っていた点」を挙げる。

⑥ その他

その他訓練に参加して気付いた点を挙げる。

エ 評価の総括

ブレイズは、訓練結果及び評価について総括し、下記の内容について、市長へ報告する。

① 課題内容

② 改善内容

③ 改善実施スケジュール

④ 追加・必要な執務環境、人員等に対する対応計画

⑤ 追加対策の実施が財政面や制度等で困難な場合の影響分析

⑥ 地域防災計画、事業継続計画の改善点

1.1 BCPの点検・見直し

常に実効性のある計画になるように、以下の場合にBCPを点検し、必要であれば見直しを検討する。場合によっては、地域防災計画、例規の改訂を要請することもある。

- (1) 地域防災計画との不整合が生じた場合
- (2) 地域防災計画に改訂があった場合
- (3) 組織体制や所管事業等に改正があった場合
- (4) 訓練により改善点が判明した場合
- (5) その他必要があった場合

【水害編】

1 計画策定の目的と方針

- (1) 事業継続計画（BCP）とは
地震編 1（1）「事業継続計画（BCP）とは」を準用する。
- (2) 日野市事業継続計画
地震編 1（2）「日野市事業継続計画」を準用する。
- (3) 計画策定の目的
市の地域における風水害等に係る災害が発生した場合において災害対策の拠点となる日野市役所の機能低下を最小限にとどめながら市民の生命・生活・財産・経済活動等を守ることを目的とする。
- (4) 計画の基本方針
地震編 1（4）「計画の基本方針」を準用する。
- (5) 用語の定義
地震編 1（5）「用語の定義」を準用する。

2 地域防災計画と事業継続計画との関係

地震編 2「地域防災計画と事業継続計画との関係」を準用する。

3 被害想定

- (1) 河川の現況
 - ア 本市には、北部の市境に沿って流れる多摩川と市の中央を西から東に流れる浅川をはじめ、谷地川、程久保川及び根川の 5 つの河川がある。その現況は、次のとおりである。

種 別	河川名	総延長	管理者
一級河川	多摩川	64.3 km	国土交通大臣
	浅 川	13.00 km	//
一級河川	谷地川	12.90 km	都 知 事
//	程久保川	3.80 km	//
準用河川	根 川	2.890 km	日野市長

- イ 地域防災計画に基づき、公共下水道の整備を図りながら、1時間50ミリメートルの降雨量に対応できる河川改修を推進している。
- (2) 被害想定

- ア 本計画で前提とする風水害
本計画で前提とする風水害は、「日野市洪水ハザードマップ（平成 21 年 6 月改訂版）」（以下「洪水ハザードマップ」という。）における多摩川・浅川の浸水想定に基づくものとする。なお、洪水ハザードマップは計画の最後に資料として掲載を

した（別紙参照）。

イ 浸水想定区域

洪水ハザードマップにおける浸水想定区域は、多摩川水系の流域に、2 日間で 457 ミリメートルの大雨が降ることを想定している（おおむね 200 年に 1 回程度の確率。）。洪水ハザードマップでは、浸水想定区域のすべてが浸水する可能性は低いとされている。一方で、多摩川・浅川以外の河川、用水路、内水氾らん等による浸水想定についてはなされていないため、浸水想定区域とされていない場所における浸水の可能性が言及されている。

ウ 本庁舎及びその他の市の施設の被害想定について

想定される風水害においては、庁舎及びその他主要施設が使用不能となるような重大な被害、損壊は生じないものと想定する。ただし、クリーンセンターや多摩川・浅川近辺の小中学校・保育園・幼稚園の一部については、浸水想定区域内にあるため、浸水により一時使用不能となる可能性がある（クリーンセンターについては、被害の程度により数ヶ月以上使用できなくなる可能性がある。）。

電気、上下水道、通信においては、土砂崩れ、冠水等により被害を受ける可能性がある。

エ 風水害時におけるBCPの特徴

- ① 突発的な地震と異なり、事前に災害発生が予測できるため、本部設置までに災害対策の初動活動が開始されている。
- ② 事前に被害発生地域が予測できるため、住民の避難誘導・避難所設置が重要な災害対策業務となる。
- ③ 停電等が発生しなければ、ある程度通常業務の継続が図れる。
- ④ 浸水地域では災害ごみの処理が課題となる。また、クリーンセンターが浸水被害を受けた場合に備えた対応を検討する必要がある。

4 非常時優先業務の選定

地震編4「非常時優先業務の選定」を準用する。

5 執務環境の整備

地震編5「執務環境の整備」を準用する。

6 発災時の対応と職員の参集

(1) 地域防災計画による非常配備体制

ア 地震編6ア「勤務時間内」を準用する。

イ 勤務時間外

夜間、休日等の勤務時間以外に風水害等が発生し、又は次の気象警報が発せられた場合は、直ちに上記の非常配備体制をとることが困難と考えられるので、概ね次のような体制をとる。

配備体制	時 期	体制
第1 特別非常 配備体制	●市域を含む地域に暴風雨、大雨、洪水等の警報が発せられたとき	1 あらかじめ指定された職員が自発的に市役所に参集し、発災初期の災害応急対策に従事する。 2 上記以外の職員は、応急対策活動の準備に入り、状況に応じ、本部長の指令により必要な非常配備体制に移行する。
第2 特別非常 配備体制	●市域を含む地域に暴風雨、大雨、洪水等の警報が発せられたとき ●市内に災害が発生し、又は発生する可能性が高いとき	1 全職員が自発的に手段をつくして、速やかに市役所に参集し、参集後、直ちに次のような発災初期の災害応急対策に従事する。 2 市内に居住する職員は、直ちに本部長室に参集し、情報連絡活動等に従事する。 3 隣接市に居住する職員は、参集後直ちに所属部長の指揮下に入り、各部の連絡活動及び発災初期の応急対策に従事する。 4 上記3、4以外の職員は、参集後直ちに所属部班長の指揮下に入り、応急対策活動に従事する。 この体制により、発災初期の応急対策に対処するが、本部が設置された後、災害の状況とそれに対する応急措置状況及び各部の参集人員等に応じて、本部長の指令により必要な非常配備体制に移行する。

(「平成 17 年度修正 日野市地域防災計画」より)

(2) 発災時の対応

発災時には、何よりも自分や家族の身の安全を図ること。事業継続のためには、職員の安否確認が重要である。また、職員が安心して業務に専念するためには、その家族の安否確認が重要となる。各所属においては平常時より非常時の職員の安否確認の方法について検討するとともに、各職員は家族の安否確認の方法について家庭内で検討しておくこと。

ア 自宅での対応（職員が避難する必要がある場合）

- ① 地震と異なり、警報等により災害の発生が事前に予測されるので、テレビ・ラジオ・ホームページ・防災行政無線等により最新の情報を確認すること。また、本部設置前に召集がかかる可能性があるため、職場からの連絡に備えること。浸水想定区域内にある者や、崩落危険箇所の付近にある者については、非常持ち出し品を確認の上、早めの避難に備えること。家族には避難所及び避難経路の確認を行っておくこと。
- ② 避難準備勧告が発せられた場合は、避難準備を開始すること。なお、地下室は危険なので速やかに地上階に上がる。用水路や側溝、マンホールなどは危険なので近寄ってはならない。
- ③ 避難勧告・避難指示が発せられた場合は、速やかに避難を開始すること。あわせてその旨を所属長に連絡・報告し、参集に関する指示を仰ぐこと。避難に当たっては、動きやすい服装で、必ず二人以上で行動すること。また、近隣に声をかけ、集団で最も安全な経路を通して避難所に避難すること。なお、避難に当たっては自動車を使用してはならない。

※万一逃げ遅れ、浸水区域に取り残された場合は、近くの3階以上の建物に自主的に避難し、所属長に状況報告を行った上で救援を待つこと。

- ④ 避難所到着後速やかに所属長に報告すること。所属長は、状況を確認の上、職員に参集又は避難所運営の指示を行う。

イ 自宅での対応（自宅から参集する場合）

- ① 地震と異なり、警報等により災害の発生が事前に予測されるので、テレビ・ラジオ・ホームページ・防災行政無線等により最新の情報を確認すること。また、本部設置前に召集がかかる可能性があるため、職場からの連絡に備えること。参集後の家族との安否確認について確認をとっておくこと。
- ② 参集条件に該当した場合は、速やかに参集場所に参集を開始すること。併せてその旨を所属長に連絡・報告すること。参集は徒歩によるものとし、自動車を使用してはならない。参集に当たっては、最も安全な経路を通ること。用水路や側溝、マンホールなどは危険なので近寄ってはならない。

(3) 参集及び被害状況等の情報収集

地震編6(3)「参集及び被害状況等の情報収集」を準用する。

(4) 参集可能人員

地震編6(4)「参集可能人員」を準用する。

7 災害対策本部の設置とBCPの発動

地震編7「災害対策本部の設置とBCPの発動」を準用する。

8 非常時優先業務の実施について

地震編8「非常時優先業務の実施について」を準用する。

9 BCPの解除

地震編9「BCPの解除」を準用する。

10 教育・訓練

地震編10「教育・訓練」を準用する。

11 BCPの点検・見直し

地震編11「BCPの点検・見直し」を準用する。